

平成22年度第4回青森県公共事業再評価等審議委員会 議事録

青森県企画政策部企画調整課

日時 平成22年10月3日(日)13:00~17:00
場所 青森国際ホテル 3階「孔雀の間」
出席者 青森県公共事業再評価等審議委員会委員
委員長 小林 裕志 北里大学 名誉教授
委員 東 信行 弘前大学 農学生命科学部 准教授
委員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授
委員 木立 力 青森公立大学 経営経済学部 教授
委員 齊藤サツ子 公募
委員 武山 泰 八戸工業大学 工学部 教授
委員 中山 佳 五所川原商工会議所 青年部 副会長
委員 長谷川 明 八戸工業大学 工学部 教授
委員 藤田 均 青森大学大学院 環境科学研究科 教授
委員 松富 英夫 秋田大学 工学資源学部 教授
青森県
企画政策部 佐々木部長、関企画調整課長 ほか
農林水産部 北林農村整備課長、新山漁港漁場整備課長 ほか
県土整備部 大澤理事、今参事(都市計画課長)、中田整備企画課長、
加藤河川砂防課長、木浪港湾空港課長 ほか

内 容

1 開 会

司会：お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただ今から本年度第4回目の青森県公共事業再評価等審議委員会を開催いたします。

《会議成立報告》

司会：さて、この委員会でございますが、運営要領の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となります。

本日、長野委員が所用によりましてご欠席となっておりますが、11名中10名の委員にご出席をいただいておりますので、まず会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

では、ここからの議事進行につきましては、設置要綱の規定に基づきまして、小林委

員長をお願いしたいと存じますので、委員長、よろしくお願いいたします。

《審議の進め方》

小林委員長：皆様、こんにちは。今日、今年度の再評価の最終審議ということなので、よろしくお願いいたしますと思います。その後、また重い仕事ですが、事後評価のことについていろいろまたご相談させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 詳細審議地区に係る審議及び委員会意見の決定について

《治水ダム建設事業 大和沢ダム》

小林委員長：それでは、早速、審議でございますが、ご案内のように本年度は県当局から審議して欲しいというのが18地区出されております。前回までの議論で、そのうちの16地区については結論を出しているところでございます。

本日は、整理番号12番の弘前市の大和沢ダムの件、それから18番の青森市の新総合運動公園の件、この2つについて、私共の結論を出すということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、前回現地を見せていただいて、地元の方々の意見も頂戴して、そこでいろんな質問とかが出され、あるいは宿題も出されたと思っておりますが、担当課の方から、前回の質問に対する回答などを中心にお話をお願いします。

河川砂防課：河川砂防課でございます。資料9に基づきまして、前回の第3回再評価等審議委員会におきまして、地元関係者の方々、委員の方々からいただきました質問等につきまして、回答をさせていただきます。

まず最初に地元関係者、委員の方々共通でございますが、大和沢ダム中止後の具体的な治水対策を示して欲しいということでございます。岩木川水系河川整備計画に基づき、当面は20分の1の治水安全度で河川改修を行ってまいります。今後、詳細な調査・検討を行ってまいります。代表的な河川改修の断面案を千年橋付近の下流部及び一野渡地区の上流部の2箇所を下に載せております。この代表的な改修の断面案の中にあります河川改修後の計画水位とは、下流部では計画流量が320m³/秒、上流部では計画流量300m³/秒が流れた時の水位になります。この計画流量が流れた時の水位を基準としまして、今まで発生した代表的な洪水がきた時の各地点での想定水位を計算で求め、その水位が計画水位よりいくら低いかを表しております。河川改修後の計画水位と昭和35年8月洪水時では、下流部で計画水位より33cm、上流部で69cm低く、また昭和50年8月洪水時では、下流部で計画水位よりも56cm、上流部で91cm低くなります。さらに、昭和52年8月洪水時では、下流断面で計画水位より13cm、上流部で42cm低い水位ということになります。これにより、河川改修が終了すれば、過去に大きな被害を受けた洪

水を全て安全に流すことができることとなります。

次に土淵川、腰巻川の慢性的な水不足への水量確保対策を図って欲しいということでございます。土淵川は、総合流域防災事業（弘前地区かわまちづくり）で、市民に水深を深くして水量感を感じていただけるような低低水路などの整備を行うこととしており、昨年度より調査に着手しております。下の左側に現況断面を、右側に将来断面を載せております。

次に腰巻川につきましては、どの場所でどの程度水量が少なく、どのような状況になって困っているのかについて調査してまいります。

次に地元関係者の意見等でございますが、岩木川からの導水を検討して欲しいというご要望でございます。土淵川につきましては、今後、低低水路を施工して「みずみち」をつくり、水量感あふれる水辺空間を創出することとしております。その河川整備を終えた後、土淵川の状況を観察し、その後の対応を検討したいと考えております。なお、岩木川からの導水は岩木川の流況、水利権、導水のための施設、維持管理費用など多くの課題があると認識しております。

次にダム建設中止のお知らせが来ないということでございますが、前回、8月1日のお知らせは、ダム中止に伴う治水対策の考え方を周知するために大和沢川沿川の住民のみに配布したものでございます。ですから、大和沢川沿川以外の人達には、配布しておりません。そこで、今回のお知らせは10月1日の弘前市の広報配布と一緒に関係する雨量、洪水流量の数値を入れた大和沢ダムに関する資料を旧弘前市全世帯、約57,000世帯に配布いたしました。

次に腰巻川の水質について、県のデータは疑問というご意見でございます。県は、高田高架橋地点で年12回の水質調査を行っており、JISに規定されたウィンクラアジ化ナトリウム変法によるBOD75%値で経年変化を注視しております。その結果によりますと、腰巻川のBODは、最悪であった平成7年の15mg/lから年々改善され、平成21年には、1.1mg/lと本川平川の環境基準2.0mg/lを大きく下回り満足しております。また、別途弘前市で実施している年12回の水質調査でも、平成21年のBOD75%値は、1.3mg/lと、県とほぼ同様の値となっております。

次に腰巻川の中州にごみが引っ掛かり、これが汚れの現況でミズアオイなどの水生植物がなくなっている、というご意見でございますが、河川内に配置した石、中州につきましては、流水の変化とせせらぎの創出、親水性の向上の効果があると考えております。河川を利用する市民の声をお聞きし、問題点の把握に努め、水生植物の回復など、河川環境の改善事項について検討してまいります。また、河川清掃などの河川環境の取り組みにつきましては、引き続き地元の方々のご協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

次に委員の皆様方のご意見でございますが、県の住民への配布資料は説明不足のため数字を入れて説明する必要がある、というご意見でございます。10月1日の弘前市の広

報配布と一緒に関係する雨量、洪水流量の数値を入れた大和沢ダムに関する資料を旧弘前市全世帯、約 57,000 世帯に配布したところでございます。

次に大和沢川の治水安全度の 20 分の 1 は、全県的にはどうなっているか、というご質問でございますが、大和沢川近傍の平川、腰巻川、引座川や、一級河川の馬淵川水系の浅水川、これは八戸市を流れる川でございますが、これと同等の安全度になっております。

次に当初 40 分の 1 であると約束して、今、20 分の 1 に変えるというのは理解されないというご意見でございますが、大和沢ダムにつきましては、今まで建設の可能性・妥当性を調査している段階でありました。そこで、大和沢ダムの建設が実現した場合には、40 分の 1 の安全度を確保する計画でありましたが、ダム建設の主要な目的であった水質改善のための補給の必要性がなくなったため、ダムの建設は中止することとし、従来の 20 分の 1 の安全度を目標とした河川改修計画を当面実施していくこととしております。そして、沿川住民の方々の不安を少しでも解消するために、来年度に県単独事業費で調査・設計に着手し、その後、国の補助事業にも要望し、できるだけ早い完成を目指してまいりたいと思っております。その上で社会状況、災害状況を踏まえまして、治水安全度を段階的に高めていくこととしております。そのため、将来的には 40 分の 1 を超える安全度になることも考えられ、その際にはダムを含めたほかの貯留施設につきましても検討してまいります。

次のページにあります、10 月 1 日に配布いたしました大和沢ダム建設事業に関する青森県からのお知らせにつきましてご説明いたします。できるだけ市民の皆様に分かりやすいように工夫したつもりでございます。

最初に大和沢ダム建設の目的としましては、土淵川、腰巻川の水環境の補給、大和沢川の洪水の防止の 2 つを挙げ、2 番目は社会状況の変化としまして、弘前市の下水道の普及率の変化を挙げております。昭和 59 年には、35.3%の普及率が、平成 18 年度には 80.4%に向上し、その結果、土淵川では昭和 63 年度に BOD が 7.2mg / l であったものが、平成 21 年度には 1.5mg / l に、腰巻川では、平成 6 年度に BOD が 15.0mg / l であったものが、平成 21 年度には 1.3mg / l に大幅に改善され、この結果、環境基準の BOD2.0mg / l を大きく下回り、大和沢ダムの主要な目的であった、土淵川、腰巻川に環境用水を補給する必要性がなくなったことを説明しております。

そこで、県の対応方針としまして、大和沢ダム建設事業を現在、再評価等審議委員会でご審議をお願いしていること、ダム建設が中止になったとしても、大和沢川の治水対策は堤防の嵩上げや掘削などの河川改修を行い、昭和 50 年、昭和 52 年の洪水が発生しても、川が溢れないようにすること、土淵川、腰巻川の利水対策としまして、土淵川につきましては、低低水路をつくり、河川の水深を深くすることにより河川環境を改善していくこと、また、腰巻川につきましては、既に低低水路ができておりますので、今後も市や沿川住民の方々と連携を図り、河川清掃など、河川環境の改善に努めていくこと

を説明しております。

次に大和沢川の治水対策についてでございます。まず最初に大和沢ダムを中止した場合でも、河川改修を行うことを述べております。そして昭和 50 年、昭和 52 年洪水時の 24 時間雨量及び計画雨量、それから昭和 50 年、昭和 52 年洪水時の千年橋地点、八幡橋地点の実際に流れた洪水流量及び計画流量を説明しております。

次に上下流部の標準横断面図に計画水位と昭和 35 年、昭和 50 年、昭和 52 年の想定水位を入れ、計画水位との比較を行い、河川改修が終了すれば過去に大きな被害を受けたこれらの洪水を全て安全に流すことができ、この計画流量、計画水位は治水安全度 20 分の 1 で平川や腰巻川、引座川等の近傍河川と同等の安全度であることを説明しております。

次に土淵川、腰巻川の治水対策でございますが、まず、土淵川でございますが、現況河道内に低水路を施工して「みずみち」を造り、水辺空間を創出すること、腰巻川では水質改善が進み、環境基準の基準値を満足していること、そして、今後も沿川住民の方々と協力して河川清掃など、河川環境の改善に努めていくこと、水質につきましても引き続き測定し、注視していくことを説明しております。

最後に質問やご意見がありましたらご連絡をお願いします、ということで連絡先を載せております。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。

57,000 世帯へ 10 月 1 日に配布で、まだ今日は 3 日だから、今のところコメントはまだきていませんよね。これからですよ。ということで、現地を見させていただきながら、いろいろ意見が出たものを集約して、今、担当課の方からお話をいただきました。いかがでしょうか。今の追加説明でご質問どうぞ。松富委員、どうぞ。

松富委員：よろしいですか。確認ですが、10 月 1 日に配った資料の 3 ページ目で、計画水位は 24 時間雨量で 156 mm の雨を対象にして算出していると。実際に昭和 52 年の時は、24 時間雨量で 156 mm。数値は全く同じなのに、計画水位は実際の雨よりも高く設定されて差が出ている。その理由というのは、雨の 24 時間分布を変えているのかどうか。そのあたり、ちょっと説明をいただきたい。

河川砂防課：24 時間雨量で見ますと 156 mm と全く同じ数値になっております。しかし、この 24 時間の中でピーク流量、2 時間雨量というものは、この両方で相当違っておりました。また、雨の降り方も相当違っておりますので、出てくる流量が時間差で出てきますので、そういうふうな水位になっております。

松富委員：分かりました。ということは、計画パターンを使っていると。実際の降り方とは違うということですね。私がちょっと心配するのは、こちらの方の元々の岩木川の河川整備計画の方を見ると、昭和 52 年の雨は、地点が違いますから、違って構わないんですが、下流域の方では、治水安全度が 40 分の 1 というふうな記述があるんですね。だけでも、ここの地点は上流域ですから、少なくとも構いませんけど、そのあたりもし

っかりチェックされているのか。要は、本当に 20 分の 1 以下なのか。そのあたり、ちょっとお答えをいただきたい。

河川砂防課：そのへんはチェックしておりまして、昭和 52 年当時の雨量というもの、また、流量というものは、20 分の 1 以下ということで、雨量は同じですが、流量につきましては、完全に昭和 52 年当時というのは、20 分の 1 より下回っております。

松富委員：分かりました。どうもありがとうございます。

小林委員長：ありがとうございました。ほかにどうぞ。藤田委員、どうぞ。

藤田委員：私は、ある程度住民の方に数字をあげて、分かりやすく説明してもらいたいと思っております、今日の説明で配られたこの資料なんですけど、やはり 40 分の 1 の、40 年に一度の洪水対策から、20 年に一度の洪水対策の方に切り替えたというようなご説明がやはり必要だったのではないかとということが 1 つ。

それから、ちょっと一般的な感じ方なんですけど、行政の一貫性というものがありまして、治水について 40 分の 1 から 20 分の 1 に変わったわけですね。そこをきちんと言っていたかかないと、やはり BOD 値がこれだけ下がったのだから、周りの河川並みに治水は落としますよというだけではやっぱりまずくて、できましたらば、40 分の 1 のままの計画は変えないで、ただその時期をほかの所と合わせるとか、何か、可能な限り年度を長くしても、後ろにずらしても結構ですが、やはり、マスタープランといいますか、一度 40 分の 1 ということで地元の方々に説明して、それを変えたというのが、どうも行政の一貫性上問題かなというふうに思います。

小林委員長：岡田委員、どうぞ。

岡田委員：私も全く藤田委員と同じ趣旨なんですけど、その前に 1 つは、先ほどの説明を聞いていまして、三度ほど主要なダムが目的が水質改善であったということを繰り返してお話でしたが、この公共事業は、事業名はあくまでも治水事業で、なおかつ事業目的は、洪水調節だということがはっきり言われているわけです。主要目的は、洪水調節なんです。そこをやっぱり、そのすり替え、主要目的のすり替えが依然としてあるということはちょっとまずいと、私は思います。その上で、40 分の 1 ということ打ち出されたものですから、ダムという方法論については、この委員会でも更に環境問題だとか、いろんな地域の人々の生活条件、生産条件を含めて、きちんとモニターしながら再度提案してくださいという、40 分の 1 ということについては異論がなく、そこはずっと皆さんの合意事項だったと思います。ところが今回は、その 40 分の 1 がガラッと変わるわけですね。その理由が水質が改善された。これは理由になっていないと思います、私は。

それから、ただ今のご説明でも、雨量は降り方によって水の出方というのがガラッと変わります、ということをご説明いただいておりますし、この間、ここわずか数年のことでしょうかね、同じ二日間の雨量でこれだけ出方が違うかという、そういうことを各地域で沢山経験しているわけですね。それを踏まえると、私は 20 分の 1 という数字が

てくることが大変不思議なんです。これ、説明になっていないというふうに思わざるをえません。

やはり、できれば40分の1にできるだけ近づいた形での再設計というのが必要ではないかと思います。

小林委員長：どうですか、担当課。これは、今日だけじゃなくて、前からこの議論は出ていたと思うんですけど。どうして20分の1に、半分に安全度を下げたのかということですよ。40年確率から。

岡田委員：現地での皆さんからの意見も聞いて、涙ながらに「洪水だけは困るんだ」というふうにずっと訴えられたことが物凄く私には印象深いんですが、私は、もし、これで洪水でも起こったら、この委員会自体が、私は問われると思いますね。そういう意味で、どこまで主張できるのか分かりませんが、私はやはり20分の1という数字ではすまないということを強く感じます。

河川砂防課：よろしいでしょうか。前々回の時にもご説明をさせていただきました。昭和50年、昭和52年の災害統計を引き出して比較をしました。その時にも、近傍の河川、平川、腰巻、引座川と、これらに比べて大和沢というのは、そんなに被害程度は大きくなかった。土淵川は大きかったので少しは土淵の方は安全度を上げておりますが、そういう今までの実績というものがあります。

それと、今までは、平川も腰巻川も引座川も20分の1でやってきているという実績もあります。そして、大和沢川につきましては、戦前、戦後を通じて、相当な事業費を投下しまして河川改修を実施してきたという実績もございます。このへんの実績というのは、ほかの河川に比べて非常にといいますか、大きな事業費を投下してきております。

そうしますと、大和沢川というのは、治水に関してほかの河川に比べて県内では優先順位がそんなに高いというふうな方には位置付けられていない河川でございます。そういう河川で何故ダムを計画したかといいますのは、利水の面の土淵、腰巻川の環境用水が必要であったから。そういう理由でございまして、そしてその環境用水の利水面だけで、補助事業というのはいけません。治水という面が入っていなければ、ダムに関する補助事業というのはいけません。そういう経緯もありまして、県で補助事業なしで利水ダムだけを造るというふうな体力がありませんので、補助事業に乗せて環境用水を確保したかったと。それにはどうしても治水というものが、それをのせないといけませんので、大和沢川というのは、従来から20分の1で計画し、その計画に基づいて工事をしてきた。それに上乗せするということで、将来の先取りということでダムに治水をのせたという経緯があります。

それが、単純に言いますと、現況の計画は20分の1、それに20分の1というものを上乗せした40分の1というものが出てきたわけです。それは、土淵川が50分の1というところであれば、土淵川沿川の住宅密集地に比べたら、大和沢川というのは、それより若干密集度が少ないですから、40分の1ぐらいだろうというふうなことで、将来を見越

してそういう具合に計画したと。

ですから、もし仮にここで土淵川、腰巻川の環境用水が要らなかったとすれば、正直申しますとこのダムは計画されませんでした。そうしますと、20分の1で河川改修というものが続けられていたと、そういう事情がございます。

小林委員長：どうですか、各委員。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：事情は分かりましたけども、いわば国とかそういう補助金の仕組みとか、そういうことが背景になっていて、地域の人々の安全といいますか、そういうものがあるので左右されたというふうには言わざるを得ないようなことだったと思うんです。

一旦、40分の1という、そういう言葉は出ていないにしても、そういうものが出来上がって、地域の安全はここまで高い安全を整備していただけるんだというように思われた人達から見たら、それが今度は都合によって20分の1に下げさせていただきます、というようなことに対して「はい」というように理解することは、非常に難しいと私は思います。

やはり、そういう仕組みの中で造られたものが、こういう安全までは確保しますということであれば、まずはそれが基本であって、長くはなつたとしても、まずは河川整備するにしても、将来的にはそういう40分の1、多分、私は40分の1というのは、土淵川の高い安全性に比べますと、大和沢川周辺の都市整備というものが、徐々に進んでいって、市街化されていった時に、妥当な40分の1だというようなことが背景にあって、そういうものが用意されたと思うんです。単に補助金を獲得するためにこういう寸法にしたら40分の1になったという話とは、ちょっと違うと私は思うんです。そこには、当然、背景があって、そういう本来は20分の1のものが40分の1とする理由があったと思うんですね。そうであれば、そういうものに対してやはり地域住民に対しては、一旦そういう安全性の高いものを整備していく地域なんです、というようなことに対しては引き続きという継続性が、やはりどこかに続けていただけるということが必要なのではないかと思います。

小林委員長：木立委員。

木立委員：前回、ほかの河川との洪水の確率の違いは一体どうなのかと、そっちとのバランスもあるのではないかと、という発言をしたんですが、その後、この夏、いろんな所で洪水が起きました。20分の1だ40分の1だと議論していても、実際のところは当人にとっては起こるか、起こらないか、なわけですね。40分の1の確率でも起きるかもしれないわけです。

そういった時に、こういった議論をしてダムを造らないことが決まった直後にでも、洪水が起きると、ちゃんと点検していなかったんじゃないかといった、数字ではなく心情的な住民の反応はあるんだろうと思うんです。だから、納得いただくことは必要だと、ほかの委員のお話もあって、その後、随分思い直しました。

しかし、費用便益の数字を見ますと、洪水調整の便益が104億円で利水の方が185億

円となっているので、確かに県側のおっしゃるとおりで、利水の分を外すと費用便益比も1を軽く下回ってしまうんですね。前回出席の委員から、確か完成の時期の違いというお話があったと思うんですが、ダムですと平成34年にならないと効力は全く発揮されないんじゃないかと。ちょっと分からないんですが、徐々に効力を発揮していくということはないわけですよ。河川改修だと、もう少し早く洪水の調整機能というものが発揮できると思うんです。

そういった緊急性という重要な課題を加味して、ダムの場合、今から12年後に40分の1になるまで待つということと、河川改修の場合、すぐに20分の1の成果が得られる、あるいはまた、徐々に40分の1に上げる可能性を含む、という比較を説明に盛り込むと、住民の側の受け取る印象というものが変わってくるんじゃないかと考えます。

小林委員長：ありがとうございました。

今、各委員のご発言を聞きながら思ったんですが、先ほどの担当の方のお話の中で、中止というふうな提案をしている一方で、こういう治水ダム事業という形の事業は中止ということだけでも、あそこの治水を考えながら県単で国庫補助がなくても次年度以降着手しますと、調査に着手しますと言っていましたね。そういうことは、県民に対する約束ですから。そうすると、来年度以降の大和沢川、腰巻川、土淵川、3つの河川に関する治水を筆頭にした利水というか、景観のものを含めてでもいいんですが、そういう、今、議論されたようなことも入れながら県単で調査に入りますということ、私共の委員会から知事に対して附帯意見というか、いろいろ内容は考えますけども。今、各委員のご指摘されているのはもっともです。

やっぱり、行政が40年に一遍の確率を半分に減らして20分の1ということにしましたということで、その間、大和沢川は河川改修とか何かで、当時の洪水に比べてこういうふうに安全度が増してきましたよ、という一方、今日の、先ほど複数の委員からご指摘がありましたように、最近の降雨の特性から見て、流量とか何かかなり極端なことも出てきますよね。それは予測がつかない。

そうすると、そういう40年確率に戻して、当初、看板を掲げていたようなことを消さないで、取り下げないで、そのような形にここにおいておきながら、来年の調査の中でそういうことも加味しながら、どんどん入れ込んで、各委員の指摘のようなことも入れ込んで県単で調査をやって行って、上手くいけば国費、国庫補助にもっていきたいというふうな所にやっていてもらいたいということを、今、各委員のお話を聞きながら、私の頭の中で整理しています。

もう少し意見書を書く時は、綺麗に整理しながら書きますけども。趣旨としては、概ね大体そういうふうな趣旨で一応担当課の方のご提案のように、治水ダム建設事業は中止ということは承認するけども、ただ今私がパーッと思いつきで単語を並べているだけですから、もうちょっと整理したものを各委員に添削していただきますけども、そんなような趣旨のことを盛り込んだ附帯意見を付けるということではいかがでしょうか。

松富委員、どうぞ。

松富委員：確認でございます。青森県が出している岩木川水系河川整備計画、指定区間弘前圏域という資料を送っていただきましたが、この河川整備計画があって、一応これは公のものですね。これを将来近々に変える予定はあるのか。行政のシステムとして、これを変えてから、例えばダム中止とか、そういうステップを踏むべきなのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

河川砂防課：先生ご指摘のとおり、整備計画は近々に変えようというふうに、今、準備を進めております。というのは、今、ご審議いただいている大和沢ダムをもし中止というふうな結論になったとすれば、整備計画も変えなきゃいけないので、その準備も進めているところでございます。

松富委員：ということは、この整備計画を作るよりも、こちらの方が上位機関というか、意思決定機関としては高いというふうに理解してよろしいわけですか。

河川砂防課：現在は、河川法上の位置付けとすれば、整備計画が河川法上できちんと整備計画が決まっておりますので、この公共事業の再評価というのは、国の方の通達に基づいて設置されておりますので、そういう点でどっちが上、どっちが下というふうなことはなかなか言いづらい面はありますけども、河川法上で決められた整備計画というものが、本来、きちんとしたものだろーと思っております。

松富委員：そうしますと、私の行政の理解不足かもしれませんが、本来ならば、この整備計画の方で専門家が入って議論して中止すべきかどうかという、そういうステップを踏んだ後にある程度結論を出した方が良いというのが、本来のステップですか。

河川砂防課：前回、平成15年度時の再評価委員会で、この大和沢ダムにつきまして附帯意見をいただいて、建設の可否を判断するというふうな文言で附帯意見が出されております。そういう過去からの流れがありますが、そういうふうな河川法上の位置付けがそういうふうな整備計画というものが決まったのがそれ以降でございますので、再評価委員会は、その以前より進められておりましたので、この場合に限ってはこの再評価委員会が先行しているんだろーというふうに解釈しています。

松富委員：分かりました。

小林委員長：あれですね、あまり感想を言っちゃいかんかな。やっぱり行政は大切ですよ。当初のこの計画を立てる時に、治水ダム建設って、治水をするためにダムを造るんだという話から平成5年の皆さんのずっと先輩の行政マンの人達はやって、予算をとって、公共事業投資しているわけだけでも、結局こういうことになるわけですよ。だから、本当にご苦労だと思うんですが、これは、もって銘すべしだと思いますね。今後、こういうふうにならばずっと河川行政も道路行政もすべてそうですが、特に生命・財産に直結してくる治水の問題というのは、40年確率と20年確率って、安全度が倍違うんですからね。そこに住んでいる方々にすれば、本当に涙ながらに訴えると思うんだけど。河川改修もしているし、ほかの川よりも安全だということをおっしゃっているんだけど、本

当にそれがひっくり返ったら、また次の後輩の行政マンがえらいことになるんじゃないかなと思うんですが。

小林委員長：いずれにしても、先ほど、私をご提案申し上げましたように、改めてもう一度ご提案申し上げますが、県当局のお考えのとおり中止に同意いたします。ただし、附帯意見は、先ほど単語をバーツと聞きながら頭の中でやっているから、単語が並んでいるだけですが大体流れはご理解いただいたと。あのような流れで、早急に事務局と相談しながら、附帯意見の案を私の方でお作りして、それで各委員の先生方に見ていただきますから、そういう趣旨のことを盛り込んで附帯意見を出すということで、この12番の事業についてはよろしいですか。

もちろん、附帯意見に盛り込んでほしいことについては、添削の時でもいいですし、早めに事務局の方に寄せていただくとありがたいと思いますので、それはそれでまたいただければと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

岡田委員：附帯意見で結構なんですが、附帯意見というのは、どういう扱いを受けるのか。20分の1で今回の提案どおり治水は行いますということで、後は段階的には考えますと。それで、何事も変わらずに執行されると、この委員会は附帯意見を出しましたね、というだけのことで。

小林委員長：私の頭の中では、冒頭、当初から言っているように、40年確率というやつを目標におきながら、ダムに頼らずに河川改修とかいろんなことがあるということ調べますというふうなことにしてくださいね、というつもりなんです。

岡田委員：それが、その通りになればいいなと思うんですが。今回提案されたものと附帯意見との関係というのは、このところをちょっと県に説明をいただいたらどうでしょうね。附帯意見がどういう意味合いを持つのかと。

小林委員長：いつも長谷川委員長職務代理者と2人で知事に意見書を出しに行く時は、知事に渡して解説する時には、重く受け止めてその方向でやります、という回答をいただきます、知事から。そして、翌年、第1回目のこの会議の席上で担当課の方から、「あの意見に対してはこれこれこういうふうに手当ていたしました。」ということをやっているんですけど。

岡田委員：今までは、何というか、ハードの設計だとか、そんなことよりは、どちらかというとソフトのことで附帯条件的なことが多かったものですから、それで良かったなと思っているんですが、今回は少し質が違うということを感じていまして、そのあたりを少し県のこの附帯意見に対する処置の仕方というか、それを多少お聞きしたいなと思います。

小林委員長：課長の方がいいな。彼一人、あまり気の毒だから。課長、いるんでしょう。いかがですか、今の岡田委員、かなり重いことを話しているんだけど、今まで陪席されて知事と私とのやり取りを聞いていたと思うんですが、過去のね。今回、具体的に数値が出てきているんだけども、どうなりますかね。感触としては。

河川砂防課：まず、ダムについては中止の方向で整理させていただきたいと思っております。ご心配の件は、治水安全度を確保することです。これにつきましても、20分の1という形での整備を進めてまいります。そして、今、県単という形で測量等、計画をいたしまして、準備して補助に乗せられるものであれば乗せた形で進めたいと。そういう流れにつきまして、来年度はじめの再評価委員会の中で報告させていただくと。必要があれば、その後についても報告して、まず整備を進めていくと。

そして、今日のお話の中にもあったんですが、他の河川を含めての情勢を判断しながら、それから流域の開発状況と申しますか、家とか資産の状況も見ながら対応していくということになると思います。よろしくをお願いします。

岡田委員：もしそうであれば、今日の話は何も意味をなさないですよ、と思います。

小林委員長：課長、今のやっぱり冒頭言った40年確率というやつに何故各委員がこだわっているかということ、行政の一貫性とかいろんなこともあります、40分の1を半分に安全率を下げるといふ経緯がきちんとならない限りには、40分の1というのは撤回したらまずいんじゃないのということを皆さん、言っているんですよ。

それが、非常に困るだろうと思うのは、周りの川が皆、20分の1でやっていて、あそこだけお手盛りで40分の1にやったということになると、ちょっと先輩の批判になっちゃうから困っているんだろうけども。

河川砂防課：今ありましたように、40分の1に至らしめるための方法論につきましても、妥当性を検討した形でご報告させていただくということによろしいでしょうか。

小林委員長：担当課の方では、諸々のことがあって半分に減らしましたと、20年確率に減らしましたというけども、この委員会では40年確率に固執してくださいと言っているんですから。そうすると、かくかくしかじかで20年確率に直しても、十分治水はできるんですよということを言ってくれないと。ということをして1年かけてやりますということですよ。そういうふうになっていただきたいというふうな附帯意見にするんですけど。

けども、今、この言葉としては、継続、中止とか、3つしかないでしょう。だから、中止というふうにおっしゃっているんだから、中止は中止で結構ですと。ただ、40分の1と標榜した、掲げたあのことについては、やっぱり納得がまだできないんだから、そのことについてはかくかくしかじかのことで、20分の1になってもいけますよという回答も出てこないといけませんよ、ということをお願いしているんで、それを来年の事業として県単でいろんなことを多面的にご検討ください、という意見書になるんですけども。よろしいですか。

河川砂防課：分かりました。そういう方法で40分の1を20分の1にする妥当性を含めて、それから将来性の問題も含めまして検討させていただいて、それをご報告申し上げる形にしたいと思います。

小林委員長：分かりました。私達委員会の結論としては、40分の1でやってくれというふうな結論の附帯意見を出しますから、いいですね。それで来年の第1回目の会議で、

それに対してどう言ってくるかということで判断するということをやっていきましようか。ありがとうございました。

《都市公園事業 新青森県総合運動公園》

小林委員長：それでは、18番でございます。都市計画課ですね。資料をどうぞ、担当課の方でお話ください。

都市計画課：資料8でございます。

新青森県総合運動公園都市公園事業でございます。小林委員長、岡田委員の方から、これから巨額の投資をしていく必要性について、どのように考えるのか。あと、それについては、県民の理解を得られるのかというご質問でございました。

まず1つは必要性ですが、県が整備するスポーツ施設の必要性及び役割でございますが、スポーツ行政の観点からは、公共スポーツ施設については、競技の普及状況を踏まえ、県と市町村の役割分担を考慮して、相互に連携しながら計画的に整備することが必要であり、県が整備する施設は基本的には国際大会や国体などの全国大会等に対応できるとともに、全県的な観点から、競技選手の育成等にも利用できることが必要であり、また、市町村が整備する施設は、地域住民の日常的なスポーツ活動や地域の各種スポーツ競技会等に対応できる施設として、利用できることが必要であるものと考えております。

当公園の計画の経緯でございますが、平成3年に現青森県総合運動公園、安田地区にあります。その地区にある野球場を更新する目的で拡張整備に着手したところ、平成4年から野球場建設に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施して、その段階で国内最大級の縄文遺跡であることが判明したことから、これら遺跡を保存することになり、運動公園を現在の青森市宮田地区に全面移転するということになりました。その跡地には、芸術パークを整備する予定でございますが、現在、ご承知のとおり、美術館を整備するに留まっております。

これまでの整備状況及び今後の予定でございます。新青森県総合運動公園につきましては、平成8年8月に都市計画決定、10月に事業認可が下りまして順次、安田にあります現運動公園から、施設の移転整備を行っているところであります。平成15年1月には、総合体育館を含んだ第一期分を供用開始しておりまして、平成21年4月には、広場等を中心とした園地部分を追加供用しております。

今後の整備に関しましては、現運動公園で既に取り壊れさせております球技場とテニスコート4面分について、平成25年度までの期間で国の事業認可を得まして、現在、整備をしているところでございます。

事業ベースでは、総事業費約651億円のうち、平成22年度までに約379億円が投資されておまして、平成23年度以降の残は、約270億円となっております。現在、その272億円のうち、250億円が大型運動施設、ここにあります括弧ですが、陸上競技場、野

球場、屋内プール、屋内多目的運動場、4施設の建設費となっております。

これらの4施設の大型運動施設につきましては、平成15年11月に策定された財政改革プランに基づき、財政健全化の目処が立つまでは着工を見合わされることとしたところでございます。引き続き、平成20年12月に策定した行財政改革大綱には、これら運動施設を含む大規模施設につきましては、既存の施設の耐震や老朽化等のための改築・改修を優先することとし、新たな整備については、県の財政健全化の見通しが立つまでの間、必要に応じて将来に向けた検討、議論を実施していくと定めておりますので、引き続きこの方針に沿った対応を基本として、着工するかどうかの判断にあたりましては、県民に対して十分な情報提供をするなど、適切に対応していくこととしております。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。

これは、個別調書の5ページに綺麗に航空写真を色塗りしたのが入っていて、これを見ながら話を聞いていると、非常によく理解できますね。全体で86haあるうち、総予算は、青森県にとっては大変な金額ですが、今の説明にありましたように650億円ということでスタートしましたけど、一番最後に出てきたように、県の行財改革大綱でやらないと。やらないというか、当面は凍結と。それで、やる時には、広く一般県民から意見をいただきながら、プライオリティを立てながらやっていきたいと思いますということがある。

これを先に言ってくれば、私なんかこれを見た時に、この金欠の青森県が650億円で運動公園を造るって何を考えていると思ったらそんなことはない。今まで379億円投資しましたが、23年度以降は270億円だということですが、そのうち250億円は凍結すると言っているんですね。それは後でちゃんと書いてもらったら分かった。

したがって、今ここでご審議いただくのは、全体の計画もさることながら、22億で今、着工に入っているテニスコート4面と、あっちで潰してしまった球技場を整備する、この所の金だけですよということでご審議いただきたいということだそうです。

長谷川委員：止められて経費は小さな金額だというふうなことはよく分かったんですが、一方で、今の施設を高校生の試合とか、随分活用されている中で、スポーツを楽しむんですから、何せ安全でなくちゃいけないんですが、老朽化のことによって、そういうふうなことの課題とか、それから陸上競技場であれば、整備が不十分であれば、その成果をあげる人達もあげれないという、そういう課題は発生していないんでしょうか。

都市計画課：新運動公園の運動施設、開設しています運動施設、それから現運動公園にもまだ残っていますが、それらについては現在、教育庁の方で指定管理者制度を導入していきまして、大会の時期、それから補修の時期等について、適切に維持補修しながら大会運営に支障がないように、大会を開催しているところでございます。

大規模な施設、改修等については、まだ、その時に検討議論をしていくということになると思います。

小林委員長：ですから、あれでしょう。一番最後の段落にあるように「既存施設の耐震

や老朽化等のための改修・改築を優先する」ということでこの調査にはもう着手してら
ってということなんですよね、という理解でよろしいのかな。課長はいないんですか。

都市計画課：都市計画課長の今と申します。

現在の検討状況についてのお尋ねかと思いますが、現時点におきましては行財政改革
大綱を基本としておりまして、具体的な検討については庁内では行っていません。但し、我々、スポーツ担当部局の方とは、様々意見交換はしているということでござい
ます。

小林委員長：そしたら、長谷川委員の質問に答えられないじゃないですか。心配してい
るんだよ、怪我したり、何かしたらどうするのかってことです。体育館が潰れたりとか。
都市計画課：現時点においては、確かに老朽化の問題というのは認識はしているんです
が、今それが凄く顕在化しているとか、そういう状況ではございませんので、きちんと
スポーツ大会を開催できる状況にはあります。

小林委員長：いかがでしょうか。はい、どうぞ、岡田委員。

岡田委員：大型施設、あるいは利便性の高いものを追求するというのは、それは普通の
感覚かなと思うんですが、一番最後のフレーズの所、やっぱり着工するかどうかの判断
にあたっては、県民に対して十分な情報を提供する。情報を提供するだけでなく、
住民の意見を当然聴きますということが含意されているかと思いますが、このあたりに
対する、行政的なツールで、こんなことを今やっているとか、やろうとしているとか、
それが妥当なものかどうかも含めて、少しお話をいただきたいと思います。とりわけ、
情報提供の場合に、今お話のような老朽化みたいなことがこの調書の中で一杯出てくる
んですが、現実的には、むしろ老朽化よりは耐震性みたいなことの方が大事だとか、あ
るいは、メンテナンスというか、いろんな大会ごとにこれが必要だというのは分かるん
ですが、それを維持して、実績を、利用率をきちんと高めていくという、このあたりに
対する配慮というか、実際上の行政的な手法がないと、県民は大変な重荷を背負うよ
うな気がするんですよね。このあたりの所をちょっと教えて欲しいと思います。

都市計画課：まず、情報提供のあり方の問題であります。この根本問題にあるのは財
政状況なんです。ですから、たとえば今、新幹線の負担の問題等があって、非常に県は
大きな負担を強いられている状況もありまして、こういった大型のプロジェクトを凍結
しているということではあります。それが今後、かなり緩和されるとすれば、そうい
った情報を含めて、あとは施設の利用状況とか老朽化の状況とか、そういったところを県
民に提供してご意見をいただくということになるかと考えております。

それから、耐震性の問題も非常に重要でございますが、これについても、特に心配さ
れる所は一部手当てをしておりまして、耐震診断、それから耐震補強、そういったもの
を済ませている施設もございます。

それから、大会等の利用の問題ですが、例えば、国体というのは数十年に1回の頻度
でございますが、東北大会、東北の大会であればミニ国体と言っているんですが、6年

に1回はやってくると。それから、インターハイなんかも来年あるんですが、こういった大会とか、それから県大会とか、様々大きな規模の大会というのは、こういった県の施設でやっているというのが、通例でございます。

ですから、それなりに利用されておりますし、また、日常的にも県民・市民にとっても非常に有用な施設でして利用されているということでございます。単に競技スポーツだけの施設でもないというところがございます。

以上です。

小林委員長：ほかにございませんか。それでは、これにつきましては、先ほども言いましたけども、グッと絞り込んで2つの施設を進めたいということで、県原案どおり継続させたいということでよろしいですか。

はい、ありがとうございました。

(2) 再評価に関する意見書の取りまとめについて

小林委員長：それでは、以上、本年度の18事業を全部結審いたしましたので、もう一度整理しながら、附帯意見を付けるのはどれかということを確認しておきたいと思うので、資料10番、右上10番と書いてある資料、初めての委員の方もおられますが、知事への意見書をどういう形で出しているかということを確認しながらご覧ください。

青森県知事 三村申吾殿という形で、これは鏡でございますね。委員の名前を全員出して、そして一枚めくっていただきますと、まずは委員会意見という一覧表が出ます。18事業、全部出ますが。その中で、本日出ましたように、12番については、県の対応方針が中止で、対応方針案どおりで中止ということになりますが、ここは附帯意見がありと。右の方に現地調査実施ということになっていきますね。それから、ただ今の18番については、これは対応方針どおり継続、そのままで良いと思います。あと附帯意見を付けようかって言っていたのは、ありましたっけ。これだけですか、今年は。

事務局：そうです。

小林委員長：それでは、12番についての附帯意見は、裏面の2ページの所に書きますと。この原案を早急に私の所で作文いたしまして、各委員に見てもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからあとは、知事に説明する時に1回目から4回目まで、こういうことをやったんだよということで、これが最終的に例年、11月でしたか、11月頃に知事に提出するということになります。

ということで、再評価ということについては以上で終了したいんですが、よろしいですか。

それじゃ、10分間、ちょっと休ませてください。この後、ちょっとがらりと変わります、事後評価を今年からスタートするというところでございますので、ちょっと休みましょう。

(休憩)

(3) 平成22年度事後評価対象事業について

小林委員長：それでは、再開してよろしいですね。2つ目のテーマで、今度は事後評価という話になってまいります。

まず、これまで事後評価のトライアンドエラーを幾つかやってきて、大体この方式でいきたいと思いますということが決まって、その方式の最初の年になりますので、これはあれですか、事後評価のことよりも、早速内容の話をしてもらった方がいいの、担当課から。どうしますか。内容の説明、何か事後評価についてやらなくていいですか。

事務局：そうすれば、全体といたしますか、今年度の対象事業についてご説明をさせていただきます。それでは、お手元の薄い方の冊子になりますが、青いファイルをお開きいただきたいと思います。

1番上に平成22年度公共事業事後評価対象事業一覧ということでつけておりますが、その一覧表をご覧ください。

今年度の対象事業数につきましては、4事業となっております。これは、昨年まで事後評価の試行を行ってききましたが、一応4事業でやるということになっているものでございます。

対象事業の選定につきましては、青森県公共事業事後評価実施要綱で事業完了後5年を経過したものと。これを選定することとしておりますので、今年度は真ん中の所に完了年度とございますが、平成17年度に完了した事業が対象となっているものでございます。

事後評価につきましては、事業完了後の事業効果、環境への影響、こういったものを確認いただき、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を今後行う同種事業の計画・調査のあり方等に反映することを目的としておりますので、その目的に叶うような事業が選定されております。

まず1番の田園空間整備事業及び2番の海岸環境整備事業につきましては、選定理由の欄にありますように、再評価を実施した際に附帯意見が付されております。それに対する対応状況を確認し、事業効果の確認や改善措置について検討するという事で選定されているものでございます。

3番の地すべり対策事業でございますが、人命・財産に関わる事業であるため、再評価ではこれまで詳細審議を実施しておりません。従いまして、その事業効果について、事後評価で確認するという事で選定されている事業でございます。

4番の道路改築事業でございますが、これにつきましては、事業期間が当初計画を7年超過しております。また事業費も大きく86.7%増ということで増えておりますので、事後評価を行って、その結果を同種事業の計画調査のあり方等に反映させるということ

で選定されているものでございます。

なお、2番の海岸環境整備事業、これは海水浴場の整備を行った事業でございますが、利用者の多い8月にアンケート調査を実施しておりまして、現在、その集計・分析の作業中でございます。従いまして、これにつきましては、ちょっと作業が本日間に合いませんので、次回の第5回委員会で説明をさせていただきます。

従いまして、本日は、今年度の対象4事業のうち、2番の事業を除きます3つの事業についてご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

小林委員長：今、企画調整課の方から話されたんですが、これは、各委員ご覧の一番後ろ、ファイルの一番後ろに資料集があるんです。一番後ろですね。その資料集の下3ページに実施細目というものを挟み込んでありますよね。その4ページを見ていただけますか。

これから審議していただくんですが、時間の関係で4つの地区ぐらいしかできないんです。これだけリストアップされている中から4つを選ぶのは大変なんです、どういう基準で選んでいるかというのが、この4ページの細目の3番に、様式6の作成に当たってはということ、これはそれぞれの担当課の方で、この基準に則って作ってもらっているわけです。

まず1つ目は、今日の12番のように再評価の時に附帯意見が出されたのは有無を言わず全部入れると。

それから2つ目は各事業担当課ごとに2事業を選んでくれよと。選んでくださいねって言った時に、その2事業の選ぶ基準としては、次のようなことがありますよということ、ア再評価をしたところ、イ当初計画と実績の金額、期間の差が大きい、例えば、工期については5年以上の差があった所、それから、金額では30%以上、金が大きく動いている所。その他、例がそこに書いてありますが、ほかへの影響が大きいとか、あるいは環境への影響が随分大きくなるとか、とにかく各課2つに絞って、事後評価の選定に当たって候補となるものが出されます。事業担当課だってたくさんあるわけですから、私達の委員の責任でその中から4つ選ばなくちゃならない。

それでは、早速、中身が相当ありますので、トップバッターは何課からやるんですか。
事務局：農村整備課から。

小林委員長：それでは、農村整備課、どうぞ。

(4) 平成22年度事後評価結果及び審議について

《田園空間整備事業 / 島守盆地》

農村整備課：農村整備課の須郷と申します。よろしく願いいたします。最初に事業概要でございますが、事業種別が農業農村整備事業、事業名が田園空間整備事業、箇所名が島守盆地となっております。事業主体は青森県でございます。

事業の背景・必要性としては、八戸市南郷区島守地区の恵まれた地域自然を活かし、

地域全体を屋根のない博物館に見立て、豊かな自然、美しい景観、伝統文化を保存・整備することにより、魅力ある田園空間を創造・保全し、農村の活性化や都市との交流などを図るものでございます。

主な事業内容でございますが、コミュニティ施設 2 棟、農業集落道 273m、歩行者専用遊歩道 821m、集落水辺環境 354m、集落農園 11,641 m²などとなっております。

想定した事業効果でございますが、金銭価値化可能な効果は、事業実施要綱で費用対効果の算出が不要となっていることから算出しておりません。その他の効果としては、地域コミュニティの維持・向上効果。景観・環境の保全効果、都市住民との交流の促進効果を見込んでおります。

事業の実施経過でございますが、平成 10 年度に事業着手、平成 13 年度に工事着手し、平成 17 年度に事業完了しております。

公共事業評価の実施時期でございますが、平成 15 年度に再評価を実施し、平成 17 年度に総事業費 14 億 8,200 万で事業完了しております。計画変更の実施時期は、平成 12 年度に第 1 回変更、平成 15 年度に第 2 回変更を実施しておりますが、その内容については、特記事項にありますとおり、第 1 回計画変更では「島守館農園」の整備を追加しております。第 2 回計画変更では、「散策の道古坊」において、歩行者の安全を確保するため、落石防護柵と転落防止策を追加しております。

特記事項でございますが、平成 15 年度の再評価において継続とされましたが、次のような附帯意見をいただいております。

南郷村においては、施設のイニシャルコストとランニングコストと将来展望を明確にし、実効ある運営を行うこと。また、県は整備された施設の管理・運営を将来にわたって適正に行っているかをモニタリングし、必要に応じて南郷村及び運営協議会に対して助言や支援を行うこと、となっております。

附帯意見に対する対応については、後ほど述べさせていただきます。

次に 2 ページ目でございます。

事業完了後の状況に入らせていただきます。社会情勢等の変化でございますが、平成 15 年 11 月に国の事業であります世増ダムが完工し、本事業で整備した「水車小屋」や「散策の道古坊」などを利用して、「青葉湖ウォーク」が開催されており、事業の相乗効果が発揮されております。また、平成 17 年 3 月に旧南郷村が八戸市に編入され、新八戸市が誕生し、地域間交流の促進が期待されております。

事業効果分析の算定基礎となった要因の変化でございますが、本地区は、事業内容が農村生活環境整備に関する施設であり、事業実施要綱において費用対効果が不要とされているため、算定を行っておりません。事業効果の発現状況でございますが、金銭価値化が可能な効果は、前述したとおり、費用対効果を算出していないことから把握しておりません。

続きまして、その他の効果に入りますが、本地区は事業実施後の効果を把握するため、

事前にアンケート調査を実施しております。アンケート調査の対象は、計画区域が旧南郷村であることから、八戸市南郷区の一般住民を対象としております。

アンケート用紙の配布方法は、八戸市住民基本台帳から無作為に 1,000 世帯を抽出し郵送で行いました。回収方法は、郵送で 306 部回収しており、その回収率は 30.6%となっております。

事業実施後の効果においては、事業効果に関するアンケート結果では、効果はあったと回答した人は 295 人中 201 人で 68%でございます。地域コミュニティの維持・向上効果でございますが、事業効果に関するアンケート結果では、地域コミュニティ向上効果に関連して、「郷土に対する認識・知識が深まった」「地域住民との交流が図れた」「子ども達への学習の場として役立った」のいずれかに回答した人は 295 人中 171 人で 58%でございます。

次に景観環境の保全効果でございますが、事業効果に関するアンケートでは、景観環境保全効果に関連して、「地域の伝統的な景観の保全復元」「地域の伝統文化の保存」「生態系の保全」のいずれかの効果に回答した人は、295 人中 139 人で 47%でございます。また、環境変化に関するアンケート結果では、「良くなかった」「やや良くなった」と回答した人は 300 人中 174 人で 68%でございます。

下の写真は、地域の伝統的な景観の保全復元の事例として、萱葺き農家の復元、水車小屋の復元、湧水池の整備を実施したものでございます。また、ホタル水路を整備し、ホタルの鑑賞会や幼虫の飼育を行うことで、生態系の保全が図られたものでございます。

最後の効果として、都市住民との交流促進効果でございますが、事業効果に関するアンケートでは、「都市住民との交流」と回答した人は、295 人中 47 人で 16%となっております。

下の表は、総合情報館のこれまで入場者数の実績でございますが、備考欄の計画年間利用人数 36,100 人に対して、平成 19 年度の利用者は、約 41,600 人で利用率は約 115%。平成 20 年度は、約 37,000 人で利用率は 102%。平成 21 年度には、約 37,200 人で 103%といずれも計画年間利用人数を上回っております。

また、入場者数のうち八戸市南郷区以外の人を都市住民としてみた場合、聞き取りによるサンプル調査の結果、都市住民の入場者は全体の約 8 割と想定されます。このことから、アンケート調査において地域の人達が都市住民との交流に対する実感は 16%と低かったものの、多くの都市住民が訪れており、今後、都市住民との交流イベントを積極的に行うことで、更に交流意識が向上するものと思っております。

続いて 3 ページ目でございます。事業により整備された施設の管理状況でございますが、ここでは管理体制、管理費用、チェック体制について述べさせていただきます。

はじめに管理体制についてでございますが、八戸市は、公の施設の管理運営について、多様な団体が有するノウハウを活かすため、指定管理者制度を導入しており、本地区においては、きめ細やかな管理・運営が可能な島守田園空間博物運営協議会を指定管理者

に定め、管理費の低減と住民サービスの向上に努めております。これ以降、島守田園空間博物館運営協議会の名称を運営協議会とさせていただきます。

運営協議会は、ホタル部会や島守館農園運営部会等の15の部会で構成され、協議会規約に基づき、年間予算や各種イベントなどの活動を管理・運営しております。

管理費用についてでございますが、八戸市は平成29年度までに施設のイニシャルコストの返還を完了する予定としております。ランニングコストについては、運営協議会の人件費や施設の水道光熱費、修繕費用などの指定管理料とイベント売り上げや直売所の収益の一部で賄われております。県は地域活動を支援する目的で平成15年から「青森県中山間地域ふるさと活性化基金」の助成を行っており、運営協議会は、環境美化活動の一環として、花苗等の植栽、ホタルの生育、施設PR用ののぼり旗や案内看板の設置、地域の伝統芸能鑑賞のためのバス借上げなどに活用しております。

次にチェック体制でございますが、八戸市は管理状況について、指定管理者から年4回定期的に報告書を提出させ、施設の利用状況や維持管理の実施状況を確認し、現地では施設設備の劣化や破損状況を随時確認しております。県では、運営協議会総会等に出席し、イベントや各部会の活動、施設の利用状況などを把握し、指導・助言を行っております。

管理状況に関するアンケート結果では、「適切」「おおむね適切」と回答した人が300人中139人で46%となっております。事業実施による環境の変化については、記述のとおりでございますので割愛させていただきます。

次に4ページ目でございます。4ページは、まとめとなっております。

改善点に関するアンケート結果では、「改善点がある」と回答した人は19%、その主な内容は、あまり利用されていない施設は利用方法を見直すべき、イベントが少ない、地域外にPRが必要などの意見でございました。アンケート結果を受けて、項目ごとに八戸市及び運営協議会が取り組んでいる改善措置は次のとおりでございます。

利用方法の見直しが必要との意見に対しましては、アとして、一般住民の利用促進のためホームページをリニューアルし、最新情報の提供や参加者からの感想、要望等を情報発信しております。イとして、総合情報館内に視聴覚コーナーを設け、ビデオ等によりイベント及び伝統芸能を紹介しております。写真aのとおり、視聴覚コーナーを新設いたしました。ウとして、施設に誘導するための案内板や施設入り口への誘導線を設置いたしました。写真bは農村公園に案内板を設置したもので、写真cは駐車場に誘導線を設置したものでございます。

運営方法に改善が必要との意見に対しましては、新たなイベントとして、「館のやかた」での伝統食「ほどもち」づくりの体験学習を開催いたします。また、現在実施している青葉湖ウォークのコースに各施設を巡回できるコースを新設いたします。地区外にPRが必要との意見に対しましては、市庁舎、駅、その他の公共施設などへ写真dにありますように、パンフレット等を配置いたしました。

続いて、再度の事後評価の必要性でございますが、改善措置について、現在適切に取り組まれていること及び事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は達成されていることから判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

次に今後に向けた留意点でございます。同種事業の計画・調査のあり方についてでございますが、本地区は、計画段階で完成後の管理運営に係る体制や経費の負担などについて不明確な点があったことから、計画調査時において将来を見据えた管理運営を明確に定めておくことが重要と考えております。なお、本事業は、本年度で廃止されたところでございます。

事業効果手法の見直しについてでございますが、アンケートの配布方法は無作為抽出による郵送で行いましたが、回収率が3割程度の低い結果となったことから、単に郵送だけではなく、町内会の会長さん等を集めて説明会を開催し、回収に協力してもらうなどの工夫が必要でございました。

同種事業の内容・手法のあり方についてでございますが、本地区はアンケートやワークショップ等による地域住民との共同作業の場を設け、施設の活用方法を検討するなど、合意形成を図りながら計画を進めてまいりました。本地区と同様に地域住民が管理主体となる同種事業において、施設の有効活用を図るためには計画・調査段階のみならず、工事の実施や施設完成後の維持管理費等の各段階において、アンケートやワークショップ等を通じ、地域住民の声が反映される手法の導入が有効であると考えております。添付資料として、アンケート調査や各施設とその利用状況を添付しております。

これで説明を終了させていただきます。

小林委員長：ありがとうございました。

そのアンケートのデータの後ろに航空写真、下7ページになります。今のご説明の地区がこういう所ですね。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：この施設が有効に活動いただいている背景に協議会というものの存在があるように思うんですが。協議会の設立などを誘導するといいますか、そういうことについて、どういう努力をされたかとか、そういうのは残しておかれた方がよろしいように思うんですが、いかがでしょうか。

農村整備課：協議会設立の時点でいろいろ地元の方、それから実際今までもそういう花の植え付けとかやっている方とか、そういう方に賛同していただきまして、それらの経緯は大切に記録しております。

長谷川委員：そうですか。どうもありがとうございました。

小林委員長：今の長谷川委員のご指摘ですが、そうやって記録を残しているのなら、調書の中に入れておいた方がいいですよ。

具体的にやり方の詳しい、こうした、ああした、ということを見てもらえばいいけど、一行、そういうふうな手順は何々別冊に。だって、何回も繰り返し申し上げ

げますが、事後評価は、同じような事業をやるために後輩の担当の方が自分達がやった苦勞をしないように課のファイルとして残しておくということが目的ですから。そのためにこの事後評価をやっているわけです。

ですから、今、ご指摘のようなことは盛んにあの時、問題になったんだものね、どうやって仕組み作るんだとか。それは、この調査のあり方の所で、計画の段階からそういうことを不明確な点があったという一行は書いてあるけど、それに対してこういうことをやったんですよ、ということの後輩のためにもファイルして保管しておいた方が農村整備課としてはよろしいかと思います。

農村整備課：はい、分かりました。

小林委員長：松富委員、どうぞ。

松富委員：ちょっと質問ですが。

4 ページ目の今後に向けた留意点で、事業評価手法の見直しという所がございますが、これは、無作為に抽出したことが失敗であったというふうな書き方をされていますが、私、ちょっとここ迷う所があるんですね。町内会の会長さんを集めて、それで集めた方が良いのかどうか。と言いますのは、多分、これっていうのは、全国区ではなくて、八戸市内の方が来られると思うんですね。とすると、まだ3年程度ですから、人口が25万だとすると3万人ずつ来たとして、8年間ぐらいは多分、こういうペースで進むかなと思うんですが。何が言いたいかということ、リピーターがいないとこの入場者数というのは維持できないような気がするんですね。とすると、リピーターみたいな数を調べるためには、無作為の方がいいのかなという気もしておりますので、私、どっちが良いとは言わないんですが、そういう気がしております、ということです。

農村整備課：分かりました。

藤田委員：1つ、改善措置の必要性という欄の所です。それで、地域外にPRが必要ななどの意見があったと。それに対してホームページ等を充実していきましてということですが、その結果はやっぱり欲しいので、もうこれで打ち切りますよと書いてありますよね、次の欄に。もう十分であるので、これで打ち切ると。これ、もう一回ぐらいやった方が、改善したのであれば、その結果を見るには、これで打ち切っちゃうと見れないんじゃないかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

農村整備課：今、支援体制とか、それから八戸のチェック体制というのが、これからもずっと継続していくわけで、それから、地域の運営協議会が主体的に取り組んで、やっと今、こういう改善しつつあるということは確かにございます。ただこれをそのまま発展していただければ、協議会そのものも活発になっていくのだろうということでは思っておりますが。

小林委員長：こういうモチベーションを持続させるようなことをやって申し送りしておくということですよ。それが、公的資金の導入の最終フォローということになるんでしょう。ですから、主体が今度、地元を下りるわけだから、その地元に対して、県の方が

らそういう申し送りをすればよろしいんじゃないですか。

それって、国のことをちょっと言いたいんだけど。この事業は、今年度をもって廃止するって。こんなに良いことでやっていたのに廃止することに対して、青森県当局は何も意見を言わないの？

農村整備課：この田園空間整備事業については、一応、平成 22 年度から廃止というよう
な形になっております。そこの農林水産省の方で、また別途、新たなステップとして、
新たな事業をつくれるかどうかというのは、ちょっとまだ、我々でも聞いておりませ
んの、そのへんの所も国の方の動向を注視してはまいりたいと思います。

ただ、この田園空間整備事業については、青森県では今後の予定は今のところござい
ません。

岡田委員：事後評価のアンケートが大変正直にいろいろ表明されているなと思って、逆
に結構だなと思ったのですが。事業効果はあまりないということを一先懸命言っていま
すよね、これ。問いの 12 なんかを見ると、施設を知ってるかというので、5 割を超える
のは 10 のうち 4 つの施設だけです。次の 13 番にいくと、これ悲惨な状況で、利用し
ているが 5 割を超えているのは 情報館だけです。あとは軒並み利用していない。
14 番目の利用頻度に至っては、利用したことがないというのが圧倒的ですよ。それか
ら 17 番目の認知度、この部会についても、先ほどご議論がありましたが、現実には殆ど
住民は知らないんですよ。イベントへの参加、これについても多いのはお祭りだけだ
ですよ。次のページ、19 ページ、参加意思、ここが最も大事だと思いますが、残念な
がら、参加したいという人は 5 割を超えている項目は全くないですよ。これが、大変正直
な所ですね。

ところが、事業を行う時には、どういうご説明だったかというのと、とにかく地域の人々
が欲しがっていると。何としても造りたいんだと。だけど、こんなに分散していて、本
当に管理だとか、そんなことができるのかどうかを含めて、いかがなものでしょうとい
うことで、ここの場でも議論になったわけです。しかし、お金で見ますと、県が 4 分の
1、市町村も 4 分の 1 出しているんです。その上でこの利用実態ですよ。この種の問
題が何故仕分けをされたかというのは、ここにやっぱり具体的な事実があるような気が
いたします。

小林委員長：仕分け人のような発言が出てきたな。

まさしく、私がさっき言った田園空間というもの、これはそもそも国で最初にこの事
業を興す時からそういう話は出ていたわけ。出ていたんです、これを興す時に、本省で。
いろいろやっぱり出てきて、仕分けられて、廃止ということになって、その通り正直な
アンケート結果。これ、凄いいデータになるから、持っていくと国、喜ぶますよ。廃
止する正当な理由だと。青森県が良いサンプルであると。

ということで、考えてみれば廃止したものをわざわざ選んで事後評価したというのも、
そうか、いいのか、そういう形で証明されたから、やっぱり廃止という宿命にあったん

ですねって総括するための事後評価になったという整理でいいのかな。

はい、どうぞ。

岡田委員：ただ、造ったものは、きちんと利用して利用効率を上げていくということが大事だと思います。そもそも1番最後の公共事業について、必要のないものは造らないと。こういうことが具体的にこのアンケートを受けた人達が出ていますから、本当に必要かどうかというのは、やはり住民の意見というのが非常に大事だということですよ、公共にあたっては。そこをこの先勉強すると。

しかし、造ったものについては、一体どうすれば利用してもらえるかということについても、アンケートの中で随分意見が出ていますので、それをきちんと踏まえた対処の仕方、あるいは県の協力のあり様というものをきちんと考えていただくということだと思います。

小林委員長：ということで、折角、これ幾らでしたっけ、13億円か。総工費ね。約15億円でしたか。の公的資金を導入したんですから、やっぱり今後とも、先ほど言ったような形で地元に残っている運営会議でしたか、運営協議会か。そこにいろんなことを申し送って継続してもらおうということが非常に重要だという総括ですかね。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：そういう意味では、こうやってある意味で地域の文化に関わるような、生活に関わるようなこういう活動は、ちょっと長い目で見ていかないと、また何といいですか、じゃ、何も役に立っていないからすぐ止めた、ということではなくて、今、子ども達が、例えば小学校のプログラムの中で学習施設としても利用していただくとか。いずれは、その子ども達が次にその地域を支える人達になっていた時に、その施設がいよいよ有効利用していただけるとか、という時代がくることを願って、やっぱり細く・長く、こういう協議会が頑張ってくださいという、そういうサポートを皆でしていただくというのがいいんじゃないでしょうか。

小林委員長：という本委員会からの結びの言葉でございます、ということでよろしいですか。

それでは、次は河川砂防課、どうぞ。

《地すべり対策事業 / 下前区域》

河川砂防課：整理番号3番です。国庫補助の地すべり対策事業、中泊町下前区域でございます。

当区域は、津軽半島北西部の日本海側に面した地域に位置しておりまして、保全対象、人家300戸以上、学校・公民館、県道を抱える地すべり防止区域でございます。当区域では、事業着手以降、頻りに災害が発生しております。下の事業概要図の図面の方ですが、地すべりブロックとしてAからEの6ブロックございまして、その中に赤三角で表示しています年次がその災害発生年次です。このような災害から住民の生命・財産を保

護し、災害に強い安全・安心な地域づくりのため、地すべり対策事業を実施するもの
でございます。

主な事業内容といたしまして、地すべり防止施設、法面工として11,370㎡、水路工6,813
m、抑止杭工4,080m、集排水ボーリング工11,786m、集水井工7基でございます。想
定した事業効果については、次のページで詳細に述べたいと思います。

事業評価の実施時期でございます。当初計画時は、昭和47年から平成15年、総事業
費23億でございます。再評価時、平成10年度及び平成15年度の事業評価時、2回受け
ております。平成10年度は事業費、工期とも変わっておりません。平成15年度は工期
が2年延ばしまして、事業費も5,800万円ほど増となっております。今回、事後評価時
でございます。工期は平成17年年度で変わらずで、事業費、若干減で23億4,800万円と
なっております。

特記事項でございます。平成10年度、平成15年度に再評価を実施しております。防
災事業ということで事業継続となっております。また、当地区では、平成9年度から平
成14年度にかけて、自動監視システム等、ソフト対策事業を実施しております。地域
住民の安全を高めるため、警戒避難体制の整備を図っているところでございます。

次のページでございます。

事業完了後の状況でございます。まず、社会経済情勢の変化。下前小学校が廃校とな
り、博物館分館となったほか、下前保育所が廃止となっております。平成15年に臨港道
路「ライオン海道」及び平成16年に防災ヘリコプターが緊急離着陸可能な「ライオン岩
公園」が整備され、避難体制が向上しております。

費用対効果分析の変化要因でございます。1番として、保全対象の時点修正があります。
2番として、B/Cの算出、現在価値化の導入による変化がございます。

事業効果の発現状況でございます。金銭価値化が可能なもの、1番として、人家・事業
所・公益施設等の直接被害防止。被害軽減効果として、132億円ほどございます。地すべ
り防止区域の防止施設の施工により、区域内の人家等が保全されております。事業完了
後は、地すべりによる災害はなく、安全性に対するアンケート結果では、「安全性が十分
高まった」「どちらかといえば高まった」を合わせて76%の回答者が安全が高まったと感
じております。2番として、人命保護効果。21億円ほどございます。下前地区では高齢
化が進んでおり、災害発生時、及び災害が起こる危険性が高まった時、素早い行動をと
ることが困難な方がございます。地すべり防止施設により、その自力避難の困難な方及
び避難が遅れる恐れのある方が被災する可能性を軽減しております。

その他の効果といたしまして、1番、交通途絶による迂回損失防止でございます。2
番として、住民の長期避難による精神的苦痛の軽減。3番といたしまして、観光への風
評被害の防止がございます。

下の表は、費用対便益で平成15年度の再評価時に対して、今回の事後評価の数値を表
したものでございまして、平成15年度B/Cの7.4が今回3.88とかなり減じております。

この理由といたしまして、下の平成 15 年度からの主な変化点でございます。まず、保全対象の時点修正ということで、人家等若干減じております。ほか、公共施設の追加及び削除がありまして、7.4 から 6.5 に、約 12% 減となっております。続きまして、B / C 算出による現在価値化を考慮いたしましたところ、最終的に 3.88、これで約 4 割ほど落ちております。

続きまして、事業により整備された施設の管理状況。事業完了から 5 年が経過しておりますが、地すべり現象は現在安定しております。施設の管理は、定期点検により劣化が確認された場合は維持補修を行っている状況でございます。

施設管理に関するアンケート結果では、「分からない」を除いた回答のうち 86% が「管理は適切である」「どちらかといえば適切である」と回答しております。適切でない理由として、工事をした所の近くも崩れたなどの指摘がございましたが、これは地すべりが原因ではなく、一部斜面の崩落でございました。

続きまして、事業完了後の状況でございます。環境の変化といたしまして、地すべり防止工事自体は、地下埋設施設であるために主に地表に出た部分に関わって周辺環境に配慮するということになっておりまして、特に法枠工などは枠内を緑化しております。

その他の環境変化として、アンケート結果でございますが、周辺環境に関するアンケート結果では、「分からない」「変わらない」を除いた回答のうち、「良くなった」「どちらかといえば良くなった」が 88% で、「どちらかといえば悪くなった」「悪くなった」の 12% を大きく上回っております。特に「悪くなった」の理由としては、土地不足がさらに増えた。景観が悪くなったというようなことになっておりますが、一部、緑化に努めたわけですが、景観が悪くなったと感じる人もいるという結果になっております。

まとめといたしまして、改善措置の必要性でございます。工事や施設に関する改善点のアンケート結果では、「改善点がある」の回答が 16% で、流末水路の老朽化など、維持管理に関する要望が出されております。アンケートで得られた結果を今後の施設点検に反映していくほか、補修等により施設効果を維持する必要があると考えております。

再度の事後評価の必要性についてです。改善措置等について、今後適切に対応し、経過等を確認していく必要はあるものの、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点でございます。同種事業の計画、調査のあり方について、地すべり対策は、効果を確認しながらの調査、工事の繰り返しとなるため、長期間の事業とならざるをえない状況にあります。このため、今後、同種の事業においても、ブロックごとの危険度調査を行い、優先性の高いブロックをより効果的な対策で進めることが重要であると考えております。

同種事業の内容・手法等のあり方についてです。防災関係など、同種事業においても整備した施設の効果が持続するよう、施設点検の充実に努める必要があります。地球温

暖化に伴う気候変動により、災害リスクの高まりが予想されることから、今後とも、県民の生命・財産を守るハード対策が必要であり、市町村や防災関係部局と連携を図りながら、警戒避難体制の周知や土地利用規制など、ソフト対策と一体的に取り組む必要があると考えております。

特に避難のきっかけに関するアンケート結果では、「災害が発生した時に避難する」「避難しようとは思わない」合わせて17%あり、危機意識の低下が懸念されることから、市町村と連携して防災意識の向上に努める必要があると考えております。その後にアンケート結果等の資料を付けております。

アンケート結果の所で、若干補足したいと思います。別紙、アンケートの4ページの間18、下の方でございます。地すべり事業に対する意見という所で、3行目ですが、危険区域内の一部住宅のため、多額の資金を導入するよりも、安全な場所に移転させた方が少額で済むと思うという意見がございました。これについては、下前地区におきましては、昭和56年から平成13年にかけて、がけ地近接危険住宅移転事業というものがございまして、30戸ほど移転しております。次の水路に落ち葉が沢山入り、自分で流れをよくしているという所ですが、町へ問い合わせた結果からも特定ができませんでした。場所の特定はできませんでした。

それから、問19の公共事業全般に関する意見でございます。下から2つ目、権現崎道路の整備、地すべり対策の早期着工を願うという所でございますが、この地区は、下前、今回の地すべり地区から約400m程度離れている所ですが、人家もないということで地すべり対策が困難となっております。

それから、その下の高波の時は橋を渡って車で移動するのは困難です、というコメントですが、漁港の方のことですが、飛沫程度はあるようですが、消波ブロック対応により、通行止めはないというふうに聞いております。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。

地すべり対策ですね。またこれは種類が違う公共事業ですが。どうぞ、ご意見、ご質問。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：3分の2ページの所に、事業実施による環境の変化の下から4行目で、土地不足がさらに増えたと。これはどういう意味だったのでしょうか。

河川砂防課：ここの地区、やはり傾斜地でございまして、地区の方々が狭い土地を、傾斜地を利用して畑を作っているというような現状があるわけですが、どうしても地すべりの横ボーリング、水抜きボーリングをした場合に、その坑口部分の保護とか、あとは集水井といいまして、かなり大きな2、3mの井戸を掘りますので、その部分をどうしてもコンクリートで覆ったり、フェンスで囲ったりということで、どうしても畑を一部ご協力いただくということになるという実態がございます。

長谷川委員：植栽について努力されているというお話なんです、写真などを見ると、

やはり何と申しますか、コンクリート面が露出していて、そこに井桁のような格好になって、私達、周りでよく見かける風景ではあるんですが、そもそもこういうふうな風景の修景と申しますか、こういうふうなことは、どこかで皆で考えていなくちゃ課題のように感じるんですが、いかがでしょうか。このままというふうなことの時代ではなくなってきたような感じもするんですが。

河川砂防課：これを施工した当時は、こういった方法が普通であったんですが、最近、桙自体も緑化しているという工法もございまして、段々、全面緑化に近い形にはなっているんですが、新たに緑化するとなると、県単独事業で対応するということになりますので、そのへんは景観上、どうしても必要な部分はそういった対応をするということになるかと思えます。

長谷川委員：どうもありがとうございました。

小林委員長：ほかにいかがですか。岡田委員、どうぞ。

岡田委員：事業のそもそもの目的は、安心・安全な地域づくりを行う。そのために工事をしましたということで、私の最も疑問とする所は、まとめの、要するに再度事後評価を行わなくていいという、工事を行って工事を行った限りのところの住民からのアンケートによると十分安全度が高まったということになっているんですが、それ以外に直接工事に関わらなかったところの住民は決してそうは思っていないというのがアンケートから出てくるんですね。それと同時に、ハードとしては確かにそうかもしれないけれども、避難体制を含めた場合には、依然として課題があるということも、このアンケートは表明していますよね。

そういうことを踏まえると、元々この種の工事が安全な生活をする地域づくりのためだという、ここに関わっているのであれば、やはり避難を含めて地域生活が安全であるソフトとしての避難、そういうことを含めた全体像としてこのハードが、このように機能したんだという、そこまでやっぱり責任を持つべきだと思いますので、再度、このアンケートで言っているような、17番なんかは、これは端的ですよ。災害対策に何が重要かといったら、工事だけじゃなくて、やっぱりソフトが必要だということを如実に棒の長い所、全部そうですよね、避難の整備、利用の情報、それから体制の強化、説明会。やっぱりこれできていない限り、ハードは生きていないということなんですよ。

そういう意味で、再度やっぱり、ここをもきちんと住民ないしは自治体とも連携の上、これが高まる。きちんとこういうことがなくなるような、そういう中で事後評価も行わなくてもいいという、そういう判断が必要だと思います。

河川砂防課：今のことにしまして、実はここに書かれているソフト対策については、我が方では、ハザードマップの作成支援ということで、実質市町村が作成するわけですが、原稿づくりを全て我が方で行っております。このほか、配布は市町村になるわけです。

それから、気象情報を利用した土砂災害警戒情報ということで、今回、8月末から9

月の初めにかけてのゲリラ豪雨がございましたが、実は、中泊地区にもこの警戒情報を出しまして、当然、それを市町村が受けて、避難という形をとるわけですが、そのような対応は講習会についても、市町村の職員を対象に毎年、年度初めのあたりに実施するような体制はとっております、今後とも、それは必要だなということを考えております。

また、今後ソフト対策ができれば、基本的にはファクスとかメールで、ただ送っておけば良いという、そういうものではなくて、我が方も電話で防災部局の担当者に直に連絡して対応しているという、対応していきたいと思っております。

松富委員：今の避難に関連してですが、大抵災害といえば施設があって、避難体制があって、そして予測といいますか、そういった3本柱があるかと思うんですが、今、この場合、避難体制が上手くいっていないということなんですが、これは、写真を見ますと、海岸線ですよ。とすると、海の災害もあり得るわけですよ。先ほど、潮水が飛んできてうんぬんということですから。そのあたりは、海象災害といいますか、そういったものも含めて考えていただくとあり難いと思いました。

河川砂防課：河川砂防課自体で実はここは漁港区域なんですが、海岸の方もございまして、そういう避難、浸水範囲等も捉えておりますので、ハザードマップも浸水、通常の河川の浸水と土砂災害と、それからそういう津波対策といいますか、そういったものもございまして、そういったものも連携していきたいと思っております。

小林委員長：この今の3分の2ページの1番最後の今後に向けた留意点という所で、ちゃんとそこは書かれていますよね。ソフト対策と一体的に取り組む必要があるということと、危機意識が低いので、ちゃんとやらなきゃいけないということが書いてあるので、そここのところを折角これだけ投資して造ったんだから、活かすためには、人命を失わないようにするためにはという形で、ここはやっぱり今後に向けての留意点という形で、そういう仕組みをさらにしっかりしたものにしななければならないという形でまとめておければ、この公共事業の評価ということになると思うんです。

これ、私、ちょっと分からないので教えて欲しいんですが、この下前地区、30年かかっていますよね。この地すべりというのはあれなんですか。予算の付け方は、この間も、どこかでも話していたけども、崩れるというか、具体的にそういう現場の現象が起きたのを見ながら工法を決めていくので、この年限というのは、単に予算がつかないから伸びているわけじゃなくて、工学的に、技術論的に崩れた、「ここはこういう理屈だな」「ここはこういう理論で、この工法が適用だな」って、そういうことを未だにやっているんですか。この地すべりの工事というのは。

河川砂防課：どちらかという、地すべりは、観測体制を整備しております、要するにこの地区にたまたま何年か雨が降らなければ、そういう動きはないわけですよ。そうすると、ハード対策は雨が降った結果をもとに、その動きの大きい所に投資していくということになりますので、ただ予算がつかないのではなくて、やはり自然現象に合わ

せた形で予算をつけながら、ハード対策も進めているということで。

小林委員長：そういう宿命的な、工法的な問題があるんですね。これは津軽だけでも、下北半島だって同じ所がありますよね。地すべりが必要な所、下北の方にも。だから、皆、そのぐらいの年数をかけてやっていくということなんですかね。

藤田委員：水抜きをしなければいけないんです。

小林委員長：なるほど。観測井を造ってやって、それで水を抜いてという形でやっていくんですね。

藤田委員：水を抜けば何とか、滑らない。

小林委員長：藤田委員、どうぞ。

藤田委員：長谷川委員の話でも答えは出たのでいいんですが、私、景観の方をやっておりますので、どうもこの写真で5枚目の事後評価箇所、状況写真の5枚目の所で1番上もありますし、1番下にもあるんですが、格子法砕工、これ、どうしても景観を悪化させているんですね。

それで今、初めてこの砕も緑化するというやり方もありますと、場所と金のことを考えてということなんですが、例えば、もうちょっと工夫をしていただければいいかなと思います。地すべり対策が絶対必要だということは理解していますので、景観対策は勿論二の次でいいんですが、是非、景観の方にも配慮いただければと思います。

河川砂防課：分かりました。

小林委員長：地すべりはそういうことで、ソフトとの組み合わせを今後の継続という形でおいておきたいということですね。

それでは、続いて、都市計画課、どうぞ。

《3・4・1号浦島造道線道路改築事業》

都市計画課：都市計画課です。整理番号は4番でございます。事業概要についてですが、事業種別は街路事業、事業名は3・4・1号浦島造道線道路改築事業、箇所名等は青森市でございます。

事業の背景・必要性についてですが、都市計画道路3・4・1号浦島造道線は、青森市野内地区を基点とし、青森市東部の住宅地を通り、国道4号に至る幹線道路でございます。沿線には、青森市営バス東部営業所があり、青森市の東部地区の交通の要所となっており、周辺には小学校及び高校があるほか、県立中央病院などがあり、通勤・通学路などとして利用されております。しかし、歩道が1m程度と狭いため、支障をきたしている状況にあります。

このため、交通の円滑化と自転車・歩行者の安全を確保するため、平成4年度より事業着手したものでございます。また、雪対策として、青森市雪処理計画と一体的に融流雪溝の整備を行ったものでございます。

主な事業内容ですが、施工延長は1,215m、車道は1車線3.25mの2車線で6.5m。ま

た、両側に 3.5mの歩道があり、全体幅員は 16mとなっております。

また、融流雪溝は 2,406mとなっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果としましては、拡幅整備による交通混雑の緩和があげられます。その他の効果としましては、自転車・歩行者の安全確保と融流雪溝整備により、冬期歩行者空間の確保があげられます。

次に事業の実施経過でございますが、平成 4 年度に事業着手し、平成 5 年度に用地着手、平成 10 年度に工事に着手しまして、平成 17 年度に事業が完了しております。事業期間及び総事業費についてですが、当初計画では、平成 4 年度から平成 10 年度までの 7 年間で 19 億 3,000 万円でしたが、最終的には平成 4 年度から平成 17 年度までの 14 年間で 36 億 300 万円となりました。平成 13 年度に再評価を受けておりますが、対応方針は継続であり、附帯意見はございませんでした。

特記事項についてですが、まず当初計画時からの変更については用地費、補償費の増、また、雪対策として側溝から融流雪溝への変更、ポンプ施設の増があげられます。

次に第 1 回計画変更からの変更として、融流雪溝計画範囲の拡大により、断面、延長、取水樋門、ポンプ規模の増があげられます。第 2 回計画変更からの変更として、用地取得の難航、取水・ポンプ場位置の協議等により期間の延伸があげられます。

次のページをご覧ください。

事業完了後の状況についてですが、まず社会経済情勢等の変化につきましては、当該区間にある八重田浄化センターでは、平成 16 年 1 月から融雪処理槽、これは下水処理水で雪を溶かす施設でございますが、この運転を開始し、雪運搬車両の交通量が増え、交通需要が増大しております。また、周辺地域の融流雪溝の整備が進み、地域が一体となり雪対策に取り組んでおります。

当該区間の延伸となる浦島造道線第 2 工区延長 200mが平成 20 年度に完成し、交通の円滑化が促進されました。また、平成 23 年 4 月には青森工業高校が野内地区に移転することから、今後、通学路として更に利用されることが見込まれます。

次に費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化についてですが、新規採択時は費用対効果分析は行っておりません。平成 13 年度の再評価時では、本路線と国道 4 号の交通量の合計は一日約 50,000 台でしたから、事後評価時においては、一日約 37,000 台で、一日約 13,000 台減少しております。この原因といたしましては、国道 7 号青森環状道路の 4 車線化が平成 21 年 7 月に完了し、東部方面から市内中心部や西部方面に向かう車両が本路線と国道 4 号から国道 7 号青森環状道路に転換したものと推測されます。

次に事業効果の発現状況についてですが、金銭価値化が可能な効果としまして、拡幅整備により旅行速度が上昇し、混雑度が下がり、交通混雑が緩和されました。アンケート結果におきましても、「走りやすくなった」「渋滞が緩和、解消された」という回答が多数ありました。

その他の効果としましては、自転車、歩行者の安全確保と融流雪溝整備による冬期歩

行者空間の確保があげられます。

次に参考としまして、事後評価時の費用便益比を記載しております。総費用 50 億 6,100 万に対し、総便益 148 億 3,600 万円となり、費用便益比は 2.93 となっております。なお、6 ページに費用対効果分析説明資料を添付しております。

次に特記事項についてですが、都市景観の向上、地域コミュニケーションの活性化があげられます。これは、事業目的以外の効果に関するアンケート結果から、「街並みの景観が向上した」「冬期に融流雪溝を地域住民が利用することにより、住民同士のコミュニケーションが活性化された」という回答がございました。

次に事業により整備された施設の管理状況についてですが、平成 17 年度の供用開始から 5 年経過した現在におきましても、交通の支障となる道路管理上の問題は特に発生しておりません。また、アンケートにおいても、約 6 割の方が「管理状況は適切である」との回答をいただいております。

事業実施による環境の変化についてですが、環境影響への配慮につきましては、歩道部に植樹柵を設置し、街路樹として積雪寒冷地に適するとされるイヌエンジュを植え、また旧道が残り広くなる歩道には花壇を設置し道路緑化を図りました。歩道舗装につきましては、茶系統色として景観に配慮しました。また、沿線に高校、病院、商店等があるため、出入り口に案内板を設置し、車の誘導と自転車・歩行者の安全を確保するなど、生活環境に十分配慮しながら施工を行い、地元からも工事中はご理解をいただいているところであります。

その他の環境の変化につきましては、アンケート結果におきまして、「景観が向上した」「開放感がある」「生活の質が向上した」という意見等をいただいております。

次のページをご覧ください。

まとめについてでございますが、改善措置の必要性につきましては、アンケートの結果、「改善点がある」と回答した方が全体の約 2 割となっており、その中でも歩道の適正利用、歩道上の駐車場の排除でございますが、これが最も多く、今後、関係機関と連携して歩道上に車両を駐車しないよう地元住民に対して働きかけていく必要があると考えております。

再度の事後評価の必要性につきましては、改善措置等について、今後、適切に対応し、経過等を確認している必要はあるものの全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事後評価の必要性はないものと考えます。

今後に向けた留意点についてでございますが、同種事業の計画・調査のあり方につきましては、当該事業は最終事業費が当初計画に比べ大幅に増加していることから、今後の同種事業においては、現地状況の調査をきめ細かく実施し、類似路線の供用済み区間の実績・事例を参考に計画を作成する必要があると考えます。また、関連する事業の計画等につきましては、十分調整を行うことが重要でございます。

事業評価手法の見直しにつきましては、特にございません。

次、同種事業の内容・手法等のあり方につきましては、当該事業は平成8年度に作成された青森市雪処理10か年計画の流雪溝計画を支援するため、当初計画の一部を変更し、事業を進めたものであり、今後、同様な場合では、別の事業も事業化し、街路事業と同時に行うことも考えられますが、効率的な事業の選択をすべきであり、工事が輻輳することによる交通混雑などについても検討する必要があると考えております。また、未整備地区である当該区間の東側につきましては、アンケート回答の約半数が、また当該地区の住民の約7割の方が整備を望んでいることから、効率的かつ重点的な整備を図っていくことが必要であると考えております。特記事項につきましては、特にございませぬ。

次にアンケート結果につきまして説明いたします。

アンケート配布部数、500部に対しまして回収部数が259部、回収率は約52%となっております。問1から問4までは、回答者自身に関することについての設問となっております。問5の事業の認知度につきましては、「知っている」が67%と多く、「事業も場所も知らない」が8%と少ない状況となっております。問6の利用状況ですが、利用回数につきましては、「利用したことがない」が0.8%と少なく、「殆ど毎日」が38%、「週に2、3回」が22%となっております。

利用目的につきましては、複数回答可能としておりますが、「買い物」が32%、次いで「通勤・通学」が20%、「業務」が18%となっております。次に問7の事業の必要度につきましては、「必要であった」「おおむね必要であった」が合わせて70%となっております。

問8の事業の達成度につきましては、交通渋滞の解消、自転車・歩行者の安全確保などの事業目的が「達成された」「おおむね達成させた」が合わせて65%となっております。

問9の道路の管理状況につきましては、「適切」「おおむね適切」が合わせて59%となっております。

問10の事業実施後の環境の変化についてですが、「良くなった」「やや良くなった」が合わせて63%となっております。

次の問11の実施した工事が完成した施設の改善点につきましては、「改善点はなかった」が34%、「改善点がある」が19%、「どちらとも言えない」が35%となっております。

問12の事業目的外の効果につきましては、「効果があった」が29%、「効果はなかった」が12%、「どちらとも言えない」が43%となっております。

問13のアンケート対象事業に対する意見・要望につきましては、事業の延伸要望が15件と最も多く、全体の約3割を占めております。

問14の野内方面の整備につきましては、「整備が必要」が53%、「整備の必要がなし」が19%となっております。問15の公共事業についての意見・要望についてですが、生活道路や特定の道路整備に関する意見・要望が最も多く26件と全体の約3割となっております。

次に写真でございますが、事後評価の写真を説明いたします。上段が整備前写真でございます。歩道が狭い状況が確認されます。中段は整備後写真ですが、歩道が広い状況が確認できます。下段及び次のページの上段の写真でございますが、歩道の利用状況の写真でございます。また、下段の融流雪溝利用状況の写真でございますが、融流雪溝がこのように利用されております。

以上で説明を終わります。

小林委員長：ありがとうございました。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：随分成果があがっているように思える中で、アンケートの2ページの所に、達成されない理由の上に渋滞が減っていないとか、時間短縮にならないという、道路の一方では平均速度が上がっているような情報もあるようですが。この件と、もう1つ、合わせて実施した融流雪溝の効果が出ていないということについて、この3つが非常に多く寄せられているようですが。この点は、どのようなことが背景になっているのでしょうか。

都市計画課：達成されない理由としての渋滞の減っていない、時間短縮にならないというのは、逆に達成された理由にも出ていますが、この路線、1,200mほどでございますが、やはり朝晩の渋滞と、時間に限られますが、その点、どうしても利用される方がそういうふうを感じられているんじゃないかと思われま。

それから、融流雪溝の効果が出ていないというのは、利用される方の感覚的なものもございましょうが、一生懸命利用されている所はきちんと流れている所があると。ただし、場合によっては、雪がなかなか流れないという場合も見受けられますので、そのような感じ方をされたのではないかと思われま。

長谷川委員：その融流雪溝の利用の仕方についての何か、その町内会のルールとか、あるいは県からのそういうふうなものが利用できるようになりましてよ、というようなPRなどは、どんな形で行われているものですか。

都市計画課：今、数を把握していないんですが、当該地区には流雪溝組合が設置されておりますので、各町内会4地区ぐらいにおいてそれぞれの町内会で管理しながら、県道だけではなくて、県道に流入する市道部分についても、一緒に投雪等しておりますので、その会議等を毎年行っております。投雪時間、または利用方法については、毎年、再度確認しながら周知している状況でございます。

小林委員長：松富委員、どうぞ。

松富委員：意見でなくて、いつも質問で申し訳ございません。2ページ目の中間あたりで旅行速度の変化ということで、結局は、旅行速度が速くなって時間短縮ということで、これは便益になるんだろうと思っておりますけども。この1つのファクターとして、私は交通量が減ったことによるのかなと思っております。そして、交通量が減った理由として、国道7号青森環状道路のうんぬんって、4車線化という理由をあげておりますけども、

多分、そちらの方でも便益をカウントしているのではないかと。そうすると、二重カウントになっているのではないかというふうな気がします、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

都市計画課：便益につきましては、国道7号環状線の方についてはカウントしておりません。

小林委員長：ありがとうございました。

これも長い年月を使って、地域住民の7割が良かったと言っている所。これについても、私はこの事後評価という、このやり方の1番気にしているのは、今後に向けた留意点の中で同じような事業ですよ、この4番でいうと道路の事業ということですが、同じような内容に対しての申し送りというか、こういう点を反省してということだと思わんですが、これは、ここに書いてあるようなことが都市計画課の方でファイルされていくということによろしいですね。

都市計画課：そうです。

小林委員長：よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。ということで、22年度、今年度については、ただ今いろいろ意見が出てきたのが、これから議事録として整理されますけども、これをファイルしながらより良い同種事業の展開に使っていただければと思っております。

(5) 平成23年度事後評価対象箇所の選定について

小林委員長：それでは、引き続き本日最後の議題でございますが、来年度の事後評価対象箇所を選ぶということです。

先ほど、私が申し上げましたように、今、この資料、お手元の資料を見ていただくと分かるんですが、対象となるべき事業が全部で100あるんですよ。18年度に完了したやつということですから100あるんですね。それを最終的に4つぐらいに、今日4つやりましたよね、今年度について。来年度もやっぱり4つぐらいにしないと、内容が吟味できないということで4つぐらいに私達、絞り込まなくちゃならないんですが、その前に100全部というわけにもいかないんで、先ほど私先走って申し上げましたが、一番最後のファイルにどうやってこれを選びますか、という約束事が作ってあるわけです。先ほど言いましたよね、ファイルの1番最後の実施細目ですね、その4ページの所に、次の基準に基づいて選定候補を出すと。要するに担当課としての選定候補を出すということで、先ほど読み上げたようなことがありますので、それに基づいて、これからそれぞれ順番でこのルール、4ページのルールに基づいて一応仕分けをして、事後評価の候補になるものは次のようなものですよということを一覧表にしております。これは、調書にすぐ入ってやってもらっていいですか。

事務局：それでも結構です。

小林委員長：いいですよ。時間もあれですし、押してきていますから、早速、綴じて

いる順番でよろしいんですね。この順番で、右上資料 13 という資料が、先ほどのある一定のルールに基づいて候補として出てきたやつですよということでございますので、要領よく、一杯あるのでそれぞれ、この順番でいきましょう。担当課、お願いします。まずは、これは治山事業ですね。どうぞ。

林政課：それでは、林政課選定候補についてご説明いたします。資料 13 の 1 ページをご覧ください。事業名は予防治山事業で、国庫補助事業でございます。施工箇所は下北郡風間浦村大川目地区でございます。

本地区は、平成 13 年 9 月の豪雨により、渓岸崩壊が随所に発生し、渓床・渓岸侵食が著しくそのまま放置しておく、時期豪雨により下流域の公共施設や人家及び村道等に土砂流出の危険性があったことから、不安定土砂の固定及び渓床勾配の緩和を行い、被害を未然に防止することを目的に事業を実施したものでございます。

事業の内容ですが、谷止工が 1 個、床固工が 5 個、流路工が 131.4m となっております。

想定した事業の効果で貨幣化が可能な効果としましては、土砂流出による被害から公共施設、人家等を保全する効果でございます。

事業期間でございますが、当初は平成 14 年度から平成 17 年度でしたが、実施では平成 14 年度から平成 18 年度となっております。

事業費については、当初 7,300 万円から最終実績では 1 億 1,300 万円になっており、当初計画に対し 54.8%の増となっております。

変更になった理由としましては、当初は谷止工が 2 個、床固工が 1 個、流路工が 112.7 mを計画していたものですが、現地調査の結果、渓流の安定勾配を確保するため、床固工が追加になるなど、渓間工の設計内容に変更が生じたことから、事業期間及び事業費が増となりました。

次に 2 つ目でございます。裏のページをお願いいたします。事業名は森林環境保全整備事業。林道の開設で国庫補助事業でございます。施工地は、弘前市旧相馬村の藍内沢田地区でございます。

本地区は、利用の森林区域が 300ha のうち 74%がスギの造林地であり、極めて高い人工林率を占めている地域であります。付近一帯には基幹となる林道がないため、除間伐といった保育作業に支障をきたしておりました。地元からの強い要望を受けまして、本林道の開設による相馬地域の民有林及び国有林の森林・林業の振興と併せ、生活環境の整備を図るために事業を実施したものでございます。

事業の内容ですが、林道開設 4,423m となっております。

想定した事業効果で貨幣化が可能な効果といたしましては、林道の整備によって木材の生産、経費の縮減、利用が増進される効果及び作業道を作設する経費が縮減される効果、並びに森林整備の促進に伴う水源かん養、洪水の防止、水質浄化等の効果でございます。

事業期間ですが、当初、平成 8 年度から平成 16 年度ですが、実施では平成 8 年度から

平成 18 年度となっております。

事業費は、全体計画で当初 14 億円、平成 13 年度の再評価時は 8 億 8,000 万円でしたが、最終的には 9 億 7,200 万円となっており、当初計画に対し 30.6%の減となっております。

特記事項としまして、長期継続のため平成 13 年度に再評価を実施しておりますが、附帯意見はなく、評価の結果は継続の方針となっております。

以上、林政課は 2 件でございます。

小林委員長：それでは農村整備課、お願いします。

農村整備課：それでは、整理番号 24 番、農村整備課でございます。

事業名が広域営農団地農道整備事業、箇所名称が十和田南部、事業主体は青森県でございます。

続きまして、事業の背景、必要性についてでございますが、本地域からの農産物は、八戸卸売市場及び東北自動車道を利用し、中央市場へ出荷を指しておりますが、市街地を通過する国道は混雑が激しく、円滑な農産物の輸送に支障をきたしているため、生産団地を連絡する本農道を整備することにより、営農流通の一体化と農業経営の合理化を図るとともに、農村環境の改善に資するものでございます。

主な事業内容でございますが、全体延長 30,376.1mのうち、道路の延長が 29,433m。橋梁が 11 箇所 943.1mとなっております。

次に想定した事業効果でございますが、金銭価値化が可能な効果として 5 項目ございます。

1 つ目は、品質向上効果でございますが、この効果は、荷痛みを防止することで農産物の質的向上が図られるものでございます。

2 つ目は、維持管理費節減効果でございます。この効果は、農道の維持管理費が節減される効果でございます。

3 つ目は、走行経費節減効果でございます。この効果は、農産物の生産及び流通に係る走行経費が節減される効果でございます。

4 つ目は、一般交通等経費節減効果でございます。この効果は、農業以外の一般車両の通行に要する経費が節減される効果でございます。

最後に更新効果でございます。この効果は、従前の道路の機能が継続して発現する効果でございます。

続いて、事業の実施経過でございますが、昭和 59 年度に事業着手し、昭和 61 年度に工事着手をいたしました。平成 18 年度に事業が完了しております。公共事業評価の実施時期でございますが、平成 11 年度と平成 16 年度に再評価を実施し、平成 18 年度に総事業費 161 億 4,600 万円で事業が完了しております。

計画変更の実施時期でございますが、平成 9 年度に第 1 回計画変更を実施しておりますが、特記事項にありますとおり、スタッドレスタイヤの着用に対応できるよう、道路

の縦断勾配を見直した結果、約2キロの延長増としております。

特記事項でございますが、平成11年度と平成16年度に再評価を実施しておりますが、いずれも附帯意見はなく、評価結果は継続となっております。

以上でございます。

続きまして、同じく農業農村整備事業の事業名がため池等整備事業でございます。箇所名がつがる市のサビシ口沼、事業主体が青森県、管理主体が西津軽土地改良区となっております。

事業の背景・必要性でございますが、本地区は、老朽化により漏水が著しく、また余裕高不足や洪水吐の流下能力不足などから、ため池の決壊が懸念され、ため池の決壊時には、農地、農業用施設をはじめ人家や公共施設にも湛水被害を及ぼす恐れがあることから、本事業で改修整備を行いまして、被害を未然に防止するものでございます。

主な事業内容につきましては、堤体工が115.5mで、取水施設工、これは洪水吐を兼用しております施設ですが、1箇所。それから取水された水を下流に流すための底樋工が23.4mとなっております。

想定した事業効果でございますが、金銭価値化が可能な効果といたしまして、1つ目の防災効果ですが、ため池決壊による耕土の流出や土砂埋没被害等を防止する効果、それから、家屋被害や公共施設、ため池の堤体沿いに県道がありますので、その被害を防止するための効果でございます。2つ目といたしまして、維持管理費節減効果ですが、ため池の改修によりまして、維持管理費が節減される効果でございます。

次に事業の実施経過でございますが、事業着手は平成12年度で、工事着手は翌年の平成13年度、事業完了が平成18年度となっております。

公共事業評価の実施時期でございますが、平成17年度に再評価を実施しております。

総事業費は、当初計画の1億6,000万円から17年度の再評価時には1億5,900万円で、そのまま最終の平成18年度に完了しております。

特記事項でございますが、再評価の結果として、採択後、長期継続によりまして平成17年度に再評価を実施し、附帯意見はなく、評価結果は継続となっております。

以上でございます。

小林委員長：それでは漁港漁場整備課、お願いします。

漁港漁場整備課：漁港漁場整備課でございます。それでは、整理番号41番をご説明いたします。

事業名は地域水産物供給基盤整備事業、箇所名はむつ市、旧川内町でございます。事業主体、管理主体いずれも県です。

事業の背景・必要性でございますが、本地区は、港内静穏度が不十分であり、漁船の安全な係留に支障をきたしておりました。また、漁港施設用地が不足しており、ホタテ養殖作業が効率よくできないことから、本事業で安全かつ円滑な漁業活動ができるよう、防波堤の外郭施設や用地の整備を進めることといたしました。さらに近年は、需要が高

くなっているマナマコですが、この生産力向上の目的をもちまして、養殖場を造成し、資源管理型漁業の支援を行うものであります。

主な事業内容でございますが、桧川漁港の整備については、防波堤が110m、岸壁・物揚場が143m、用地護岸が126m、施設用地が8,410㎡、漁場の方でございますが、増殖場が11.1haとなっております。

想定した事業効果でございます。金銭価値化が可能な効果として、水産物生産コストの縮減効果でございます。防波堤等の整備による港内静穏度の向上に伴う出漁回数の増加効果及び漁船の修理費削減効果、船揚作業に要する時間、人員の削減効果、見回り回数の減少に伴う人件費削減効果、用地岸壁整備に伴う漁業作業時間の削減効果、係留・機能施設の整備に伴う作業効率向上。(2)としまして、漁獲可能資源維持・培養効果、これは、マナマコの資源増大による生産増効果でございます。

主な事業経過でございますが、事業着手が平成13年度、工事着手が平成13年度、完了が平成18年度となっております。

公共事業評価の実施時期でございますが、当初としては11億8,600万円、これは平成13年度から平成18年度まで、最終的には平成18年度で終わっておりまして6億6,700万円、途中、平成17年度に再評価を受けておりまして、この時の金額は9億7,600万円となっております。

計画変更の実施時期でございますが、3回ほど変更しておりまして、第1回目は平成15年度、事業費が8億7,600万円、2回目が9億7,600万円、3回目が平成19年度で6億5,600万円となっております。

次に特記事項でございますが、再評価結果でございますが、採択後長期により平成17年度に再評価を実施しており、県の方針どおり継続とされておりまして、附帯意見はございませんでした。

第1回の計画変更の内容でございますが、港内静穏度シミュレーション結果に基づく外郭施設の配置見直しを行いまして、その結果、事業費が減となっております。

第2回目の変更でございますが、マナコの資源増大を図るため、新たな養殖場を造成したことにより、事業費が増額となっております。

3回目としては、漁業活動の効率化に向けた漁業者による取り組みにより、一部の施設整備が不要となったことにより、事業費が減となったということです。

次に整理番号43番をお願いいたします。

事業名は広域漁港整備事業、箇所名としては鱈ヶ沢町、事業主体、管理主体いずれも県となっております。

事業の背景・必要性でございます。本地区は、岸壁、用地等の不足により、水揚げまでに待機時間を長く要し、漁獲物の鮮度の低下を招いているほか、冬期に港内で発生する風浪により、漁船の係留や操船に支障をきたしております。そこで、本事業で安全で円滑な漁業活動が可能となるよう、外郭施設や岸壁、用地等の整備を行ったものであり

ます。

想定した事業効果、金銭価値化が可能な効果ですが、水産物生産コストの削減効果として、出航準備、陸揚げ時の待機時間の削減効果、車両の進入可能による漁獲物の積み作業の削減効果、背後用地拡充による網外し等作業の時間短縮、水深不足による出入港の潮待ち時間の解消。2つ目の漁獲物付加価値の効果としては、陸揚げ作業時間短縮による出荷額の増加、その他の効果は特にありません。

事業着手は平成14年度、工事着手は同じく平成14年度、事業完了は平成18年度となっております。

公共事業評価の実施時期でございますが、当初、平成14年度から平成19年度まで13億。計画変更の実施時期でございますが、平成14年度から平成19年度まで13億。第2回目以降、これは平成14年度から平成18年度で7億4,000万円となっております。

特記事項としては、第1回計画変更内容は現地測量した結果、泊地、用地、護岸の整備数量が変更になりましたけども、事業費、期間ともに変更は無しでございました。

第2回目の変更内容としまして、漁獲物の衛生管理に資するための用地舗装を追加、また、大型漁船の減少により泊地水深の確保が不要となり、大幅に浚渫費用が減ったことから減となっております。

次に整理番号45番です。

大畑です。事業名が漁港環境整備事業、箇所名が大畑漁港、事業主体、管理主体いずれも青森県となっております。

事業の背景、必要性でございますが、本地区は、漁業者や地域住民が気軽に安心して自然と触れ合うことができるレクリエーション施設がないことから、運動施設や親水施設等を整備することにより、地域の交流を促進し、漁港を核とした地域の活性化及び生活環境の向上を図る目的でっております。

主な事業内容ですが、植栽が31,460㎡、休憩所一式、運動施設が13,000㎡、親水施設一式となっております。

想定した事業効果で金銭価値化が可能な効果、1つ目として余暇機能向上効果、新たな余暇の場の創出、イベントの場の確保、漁港利用の利便性向上、2つ目は生活環境向上効果として、児童等の安全な遊び場の確保。

その他の効果といたしまして1つ目は、漁港就労環境向上効果、就労環境の改善、漁港内景観の改善、2つ目は漁業作業効率効果・向上効果。漁業者と一般漁港利用者との分離による漁業作業効率の向上。

事業の実施経過でございますが、事業着手が平成7年度、工事着手が同じく平成7年度、事業完了は平成18年度、その間に用地を平成8年度に着手しております。

公共事後評価の実施時期でございますが、当初計画は平成7年度から平成15年度、総事業費が28億円、再評価時が平成12年度にございまして、その時には平成7年度から平成16年度で17億円、事後評価時は同じく期間は平成7年度から平成18年度で14億

8,500万円。

計画変更の実施時期、これは第1回の変更、平成7年度から平成17年度の期間で総事業費は17億円となっております。

特記事項といたしまして、第1回計画変更内容でございますが、町内で実施されている自然との共生・調和・手作りを目指した取り組み状況を考慮し、人工的な施設による環境整備から、自然石による築磯の整備や植栽・芝生面積の拡大など、より自然に近い環境を創出するための整備に変更する。

平成12年度の再評価時の附帯意見でございますが、漁業者の生産活動の支援と地域住民のレクリエーションを支援するということで、地域に密着した事業であるため継続とし、地域の振興を含めた活性化に努め、発展されるような有効活用の施設整備を検討する必要があるという意見がついております。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。ここまでが農林水産部でございます。これから引き続き、県土整備部、お願いします。まず道路課かな、どうぞ。

道路課：道路課でございます。道路課担当の平成18年度完了事業は、資料11の7から8ページにございますが、全部で8件でございます。この中で50番の鳥屋部十日市線、及び51番の碓ヶ関大鰐（停）この2件につきましては、事業中に再評価を実施しておりますので、今回の選定候補としております。

それでは、事後評価選定候補調書に基づきまして説明させていただきます。8ページの整理番号50番になります。

事業種別は道路事業でございます。事業名は緊急道路建設事業、箇所名は鳥屋部十日市線、鳥屋部工区になります。

事業の背景、必要性についてですが、当該県道は階上町から八戸市に至ります地域の生活道路であるとともに、鉱山や観光地点である階上岳のルートとなっていることから、経済産業上、重要な役割を担っている路線でございます。しかしながら、当該区画は幅員が狭小であり、通学路であるにも関わらず、歩道も未設置で交通安全上危険な区間でございますことから道拡幅工事を実施したものでございます。

事業内容といたしましては、全体延長が2,000m、幅員は片側歩道を含めまして全幅員で12.5mで整備しております。

事業効果といたしましては、金銭価値化が可能なものとしていたしまして拡幅整備によります交通の円滑化でございます。具体的には、通行車両の旅行速度の増加により、走行時間の短縮や走行経費の減少が期待されます。

その他の効果といたしましては、歩行者の安全確保がでございます。

次は事業の実施経過ですが、事業着手が平成9年度、着手と同時に用地取得を開始し、平成10年度には工事着手、事業完了が平成18年度となっております。

次に事業期間及び総事業費についてでございますが、当初計画では、平成9年度から

平成 20 年度までの 12 年間で 8 億 3,100 万円としておりましたが、最終的には、平成 9 年度から平成 18 年度までの 10 年間で 7 億 4,500 万円となっております。

特記事項についてですが、平成 18 年度に再評価を実施しておりますが、対応方針は継続となっております、附帯意見はございませんでした。

次は整理番号 51 番になります。同じく道路事業でございます。

事業名は緊急道路建設事業、箇所名は碓ヶ関大鰐（停）線、早瀬野から島田工区になります。

事業の背景・必要性についてですが、当該県道は平川市碓ヶ関から JR 大鰐温泉駅に至ります両地区の相互アクセスを担う路線でございます。また、国道 7 号を補完する代替路としての役割を担っております。現道は、幅員が狭小で歩道も未整備であり、交通安全確保に支障をきたしておりますが、現道拡幅では補償対象家屋が多くなり、また地域生活にも影響が大きい、経済的にも不利となりますことから、バイパスとして工事を実施したものであります。

事業内容としては、全体延長が 1,500m、幅員は片側歩道を含めまして全幅で 10.5m で整備しております。

事業効果といたしましては、金銭価値化が可能なものとしたしましては、バイパス整備による走行時間の短縮などがございます。

その他の効果といたしましては、走行快適性の向上、歩行者の安全確保がございます。

事業の実施経過ですが、事業着手が平成 7 年度、着手と同時に用地取得及び工事を開始しまして、事業完了が平成 18 年度となっております。

次に事業期間及び総事業費でございますが、当初計画では、平成 7 年度から平成 19 年度までの 13 年間で 14 億 7,400 万円でしたが、最終的には、平成 7 年度から平成 18 年度までの 12 年間で 14 億 7,400 万円となっております。

特記事項についてですが、平成 16 年度に再評価を実施しておりますが、対応方針は継続となっております、附帯意見はございませんでした。

道路課は以上です。

河川砂防課：続きまして河川砂防課でございます。河川砂防課では、再評価案件はございません。

まず、整理番号 64 番、国庫補助の通常砂防事業で六ヶ所村南泊沢でございます。六ヶ所村の北部に位置し、太平洋に注ぐ土石流危険溪流でございます。同流域は溪岸侵食や山腹崩壊により河床に不安定土砂が堆積しており、集中豪雨等により土石流が発生する恐れがございます。被害想定範囲内には保全対象として人家 156 戸、災害時要援護施設である泊診療所、泊保育所、避難場所である泊公民館、県の第一次緊急輸送路である国道 338 を抱えており、これらを土砂災害から保護するために事業を実施するものでございます。

主な事業内容です。砂防堰堤 2 基。想定した事業効果、金銭価値化が可能なものとし

て、1番として人家・事業所、公共施設等への直接被害防止、2番として人命保護。

その他の効果といたしまして、1番として避難場所の被災による機能不全及び二次災害の防止。2番として第一次緊急輸送路、国道338号の交通途絶による避難救助及び緊急物資輸送の遅延防止。3番として住民の長期避難による精神的苦痛の軽減でございます。

事業実施経緯、事業着手は平成14年度、用地着手平成15年度、工事については平成16年度からで、事業は平成18年度に完了しております。

事後評価の実施でございます。当初計画時は平成14年度から平成19年度で、事業費が1億5,000万円ございました。今回事後評価時は平成18年度の一年前倒しの完了で最終的に事業費は2億2,300万円、48%の増となっております。

特記事項でございます。増の理由といたしまして、砂防堰堤2基ございますが、それぞれについて詳細な測量を実施し、設置位置、規模等の詳細検討を行った結果、コンクリートの量として31%ほど増になり、堰堤規模が大きくなったということで、増額となっております。

続きまして、整理番号75番、国庫補助急傾斜地崩壊対策事業、七戸町天神林3号区域でございます。

この区域は、七戸町の中央部に位置し、下の図の平面図にございますとおり、保全対象、崖下人家が2戸、崖上人家が9戸のほか、県道七戸十和田線、崖下でございます。町道、これは崖上でございますが、町道川向天神林線を含む急傾斜地でございます。斜面で小崩落が発生し、豪雨時に崩壊が懸念されることから、急傾斜地の崩壊から住民の生命、財産を保護するため、事業を実施するものでございます。

事業の主な内容といたしまして施工延長216.8m、全体の面積が5,188㎡でございます。プレキャスト法砕工が49.8m、現場打吹付法砕工48.4m、連続繊維補強土工119mとなっております。

想定した事業効果でございます。金銭価値化が可能な効果として、1番として人家・事業所、広域施設等への直接被害防止。2番として人命保護。

その他の効果といたしまして、1番として交通途絶による迂回路損失の防止。2番として第二次緊急輸送路の交通途絶による避難救助及び緊急物資輸送の遅延防止。3番といたしまして住民の長期避難による精神的苦痛の軽減でございます。

事業の実施経過は、着手が平成15年度、用地着手が平成15年度、工事着手平成15年度で、平成18年度に完了しております。

事後評価の実施、当初計画時でございます。平成15年度から平成19年度で事業費は1億5,000万円です。事後評価時、平成18年度に完了しております、事業費は2億1,900万円、46%の増となっております。

特記事項に書かれておりますが、増の理由といたしましては、対象斜面の測量・調査を実施し、対策工について検討を行った結果、現地に適した工法へ見直したことによる増でございます。

以上です。

港湾空港課：港湾空港課の平成 18 年度完了事業は 7 箇所ございまして、そのうち選定理由、再評価を実施した事業に該当する箇所は 2 箇所ございます。整理番号が 88、それと 93 の 2 箇所ございます。

ではまず、88 の方からまいりますと、まず事業種別が港湾事業、事業名が八戸港港湾環境整備事業緑地沼館、箇所名は八戸市河原木地区でございます。

事業の背景及び必要性についてでございますが、港湾施設の老朽化、具体的には岸壁でございますが、及び機能移転により、活況が薄れ遊休地が生じたことから、八戸市の再開発と併せて、具体的にはイトーヨーカドーを核といたしました大型商業施設であるピア・ドゥとあいまって、ウォーターフロントの活用による市民が集い憩える賑わいのある複合空間の創出を図るというものでございます。

主な事業内容といたしましては、緑地 24,300 m²、通路工 8,200 m²、芝生植樹工 7,100 m²、その他休憩所、ベンチ工などがございます。

次に想定した事業効果でございますが、金銭価値化が可能な効果としては交流・レクリエーション機会の増加を見込んでおります。

その他の効果としては、周辺の優れたロケーションを活かし展望性に優れた観光拠点形成されるということでございます。

次に事業の実施経過でございます。事業着手は平成 8 年度、工事着手は翌年の平成 9 年度、事業完了は平成 18 年度でございます。

次に公共事業評価の実施時期でございますが、当初計画時といたしましては、事業期間、平成 8 年度から平成 16 年度といたしまして、総事業費を 12 億 5,000 万円、再評価時は平成 17 年度、15 億 1,600 万円としております。最終的には、14 億 1,000 万円の事業費となっております。

特記事項でございますが、平成 17 年度に再評価しておりますが、長期継続としております。附帯意見はございません。対応方針としては、継続としていただいたところでございます。

次に整理番号 93 でございます。

事業種別は海岸事業でございます。事業名は川内港海岸環境整備事業、箇所名はむつ市の川内地区でございます。

事業の背景及び必要性については、川内港の海岸は護岸の整備により、侵食の防止がなされましたが、砂浜が失われた状態となっております。このため、人工ビーチを整備し、豊かで潤いのある快適な水辺空間、砂浜の復活を図るとのこととしたものでございます。

主な事業内容でございますが、護岸が 620m、突堤が 2 基、人工海浜として 76,800 m³、遊歩道が 1 式でございます。

想定した事業効果でございますが、金銭価値化が可能な効果として海水浴場の整備に

よる海岸利用の向上効果を見込んでおります。

その他の効果といたしましては、本事業は平成 9 年度に運輸・文部両省による「いきいき・海の子・浜づくり」の指定を受けておりまして、青少年の野外教育、環境教育などの活動の場に利用されております。

次に事業の実施経過でございますが、事業着手は平成 4 年度、工事着手は平成 5 年度、事業完了は平成 18 年度でございます。

次に公共事業評価の実施時期でございますが、当初計画時には事業計画としては平成 4 年度から平成 17 年度までとし、総事業費は 23 億 4,900 万円でございます。平成 10 年度の再評価時は 23 億 8,300 万円、平成 15 年度の再評価時は 29 億 900 万円でございます。最終的には 29 億 1,600 万円となっております。

特記事項でございますが、平成 15 年度の再評価、再評価後 5 年としておりますが、附帯意見としては無しでございます。対応方針としては継続としていただいたところでございます。

以上でございます。

都市計画課：次に都市計画課です。14 ページでございます。

事業種別は街路事業、事業名は 3・3・3 号下白銀町福村線道路改築事業、該当市町村は弘前市でございます。

事業の背景・必要性でございますが、都市計画道路 3・3・3 号下白銀町福村線は、弘前市中心部と東部方面の黒石を結ぶ幹線道路であり、市街地で J R 奥羽本線と地下道で立体交差しております。沿線には小学校、団地等があり、通勤・通学路として利用されておりますが、立体交差部では幅員が狭く慢性的に渋滞しており、通行には非常に危険な状況にありました。また、歩道が狭いため自転車・歩行者の通行に支障もきたしておりました。このため、交通の円滑化と自転車・歩行者の安全を確保するため、平成 2 年度に事業着手したものでございます。

主な事業内容ですが、施工延長は 765m、車道は 1 車線 3.25m の 4 車線で 13m。また、両側に 3.5m の歩道があり、全体幅員は 22m となっております。

想定した事業効果でございますが、金銭価値化が可能な効果としましては、バイパス整備による交通の円滑化がございました。

その他の効果としましては、自転車・歩行者の安全確保がございました。

事業の実施経過でございますが、平成 2 年度に事業着手し、平成 3 年度に用地着手、平成 9 年度に工事に着手しまして、平成 18 年度に事業が完了しております。

事業期間及び総事業費でございますが、当初計画では平成 2 年度から平成 11 年度までの 10 年間で 57 億 6,800 万円でしたが、最終的には、平成 2 年度から平成 18 年度までの 17 年間で 118 億 2,600 万円となりました。平成 11 年度と平成 16 年度に再評価を受けておりますが、対応方針は継続でございました。また、附帯意見はございませんでした。

特記事項でございますが、1 つ目は補償額の増額で当初 13 億 200 万円が最終実績は

33億3,200万円。2つ目はJR横断部の本体・仮設の工法の見直しによる工事費の増で、当初18億6,200万円。最終実績は44億円でございました。また、用地取得や地下埋設物の移設に日数を要しました。

次でございます、15ページでございます。同じく都市計画でございます。

事業種別は街路事業、事業名は3・4・4号観音林脇雑吉沢線道路改築事業でございます。該当市町村は野辺地町でございます。

事業の背景・必要性でございますが、都市計画道路3・4・4号観音林脇雑吉沢線は、野辺地町の中心市街地と国道279号及び水喰野辺地線を接続する幹線道路であります。現道は幅員が狭く、歩道も設置されていないことから、交通に支障をきたしているとともに自転車・歩行者も危険な状況にあります。このため、交通の円滑化と自転車・歩行者の安全を確保するため、平成8年度に事業着手したものでございます。

主な事業内容ですが、施工延長は612m、車道は1車線3mの2車線で6m。また、両側に3.5mの歩道があり、全体幅員は16mとなっております。

想定した事業効果でございますが、金銭価値化が可能な効果としまして、バイパス整備による交通の円滑化がございます。

その他の効果としましては、自転車・歩行者の安全確保がございます。

事業の実施経過でございますが、平成8年度に事業着手、平成9年度に用地着手、平成12年度に工事に着手しまして、平成18年度に事業が完了しております。

事業期間及び総事業費でございますが、当初計画では平成8年度から平成13年度までの6年間で6億5,000万円でしたが、最終的には平成8年度から平成18年度までの11年間で10億9,900万円となりました。平成17年度に再評価を受けておりますが、対応方針は継続でございました。また、附帯意見はございませんでした。

特記事項でございますが、1つ目は用地費の増で、当初7,100万円が最終実績は2億1,100万円です。2つ目は補償額の増、当初2億8,400万円が最終実績は3億8,600万円。3つ目は、擁壁工、当初はございませんでしたが最終は7,500万円となっております。また、用地取得に日数を要しました。

以上でございます。

高規格道路・津軽ダム対策課：高規格道路・津軽ダム対策課です。整理番号99番でございます。

国道279号道路改築事業、野辺地バイパスとして野辺地町で施工され、国庫補助事業で行われました。

事業の背景・必要性についてでございますが、野辺地バイパスは、むつ市と東北縦貫自動車道八戸線を結ぶ地域高規格道路下北半島縦貫道路の一部を形成しております。下北半島縦貫道路は、国道279号の混雑緩和や救急医療ネットワークの向上を図るとともに、国家エネルギープロジェクトの支援、また半島という地理的条件に起因する距離的・時間的遠隔性を解消し、地域交流の促進及び活性化に大きく寄与することを目的とした

延長約 60km の自動車専用道路でございます。

主な事業内容についてでございますが、事業延長 6,860m の自動車専用道路で、計画車線数は 4 車線となっておりますが、暫定 2 車線で供用しております。

想定した事業の効果についてでございますが、金銭価値化が可能な効果としまして、バイパス整備による交通混雑の緩和。

その他の効果といたしまして緊急医療ネットワークの向上、安全性の確保、交流圏の拡大、国家プロジェクトの支援となっております。

事業の実施経過についてですが、事業は平成 7 年度に着手し、平成 18 年度に完了しております。

公共事業評価及び計画変更の実施時期についてでございますが、当初計画時には、事業期間を平成 7 年度から平成 17 年度までとし、総事業費を 150 億円としておりました。再評価時には、総事業費を 153 億 2500 万円に増額しております。第 1 回計画変更では、事業期間を平成 18 年度までに延長するとともに、総事業費を 160 億円に増額しております。最終実績では総事業費が 159 億 500 万円となっております。

増額の主な利用ですが、野辺地町中心部へのアクセス向上を図るため、野辺地ハーフインターチェンジを追加施工しております。また、公立野辺地病院への救急搬送時間の短縮を図るため、野辺地病院に最も近接している位置に救急車退出路を施工しております。

事業期間の延長につきましては、救急車退出路施工に伴いまして、完了年度を 1 年延長し、平成 18 年度としております。なお、野辺地バイパス本線につきましては、北側約 2.8 km が平成 16 年度、南側約 4.1 km が平成 17 年度に供用されております。再評価時には事業継続とされ、附帯意見はございませんでした。

なお、今回の候補箇所であります野辺地バイパスの北側に接続しております有戸バイパスにつきまして、試行でございましたが、平成 21 年度事後評価を実施しております。

以上でございます。

建築住宅課：続きまして、建築住宅課でございます。整理番号 100 番。事業種別、事業名は公営住宅整備事業でございます。ちなみに、再評価は実施しておりません。箇所名でございますが、八戸市でございます県営住宅の多賀台団地でございます。

事業の背景・必要性でございます。県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

この団地は、昭和 41 年から昭和 44 年にかけて建設されております。老朽化が進みまして、面積も狭い、それから浴室の設備が不備ということから、建替え事業によりまして入居者の安全性や居住性の向上を図る必要があったということで事業を行っております。

主な事業内容でございますが、既存の建物は平家、コンクリートブロック造の平家と

二階建てを含めまして 134 戸。それから木造の平家建ての集会所が 1 棟でございます。建替後の住宅でございますが、木造の平家と二階建ての住居を合わせまして 100 戸となっております。集会所も同じく建替えをいたしまして 1 棟建替え。その他に外構工事として、広場・通路と一式の工事を行っております。

想定しました事業効果といたしましては、金銭価値化が可能な効果としましては、空家の解消。

その他の効果としましては、3つ挙げられますが、地域コミュニティの形成、それから建物の安全性確保と居住水準の向上並びに地域景観の向上というものが挙げられます。

事業の実施でございますが、事業の着手それから工事の着手は平成 15 年度、事業は平成 18 年度に完了しております。

事業の当初計画、工期に関しましては、最終実績とも平成 15 年度から平成 18 年度。総事業費でございますが、当初計画時は、24 億 4,200 万円。最終実績といたしまして、14 億 1,800 万円となっております。

特記事項でございます。当初の基本計画では、145 戸という整備の計画でございましたが、県営住宅の供給目標戸数を定めております青森県県営住宅ストック活用計画、これは、最初の計画が平成 13 年 3 月に策定しておりますが、平成 16 年度にこれの改訂見直しを行っております。その中で、多賀台団地を含めました八戸市内の団地の一部を用途廃止、それから建替え等によって集約をするという改定をしております、その中の多賀台団地も 1 つの候補となりまして、当初の 145 戸から当時の入居戸数が 98 戸ということで、その入居戸数、最低限を確保するというので 100 戸という計画で整備しております。それに伴いまして、先ほど申し上げましたが、計画事業費が 24 億 4,200 万円から 14 億 1,800 万円、約 42%減少しました。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございます。全部で県土整備、農林合わせて担当課が 10 あるんですね。100 事業だそうですけど。

これから、残るあと 20 分ぐらいしか時間がないんですが、次回、31 日に先ほど、今年度のやつをやったじゃないですか、あんな形で個別に内容の審査をしていく 4 つを選んで、それで今から担当課の人に、月末までにいろんなことを注文お願いしたわけです。

それで今日は、ずっと一通り説明いただいたので、中身に対していろいろ質問することによりも、どういう基準で 4 つを選びますかという話なんですが、私、ちょっといろいろ喋っちゃっていいですか、考え方を、委員長として。

まず、問答無用というか、文句なしというのは、約束事に従って 45 番は、これは漁港整備課なんですが、当時、平成 12 年度に附帯意見をつけているわけですから、これは先ほど読み上げたようにどういう基準で選ぶかという中に入ってきますので、45 番は事後評価をしたいと思います。したいというか、やらないとルール上、まずいと思うんですね。しかも、これは、今、バツと概要の説明だけでお気づきのよう、47%ぐらい予算

を削っているわけでね。そういうことも含めていろいろ事後評価をしたらいいだろうと。

あと、そうすると残り3つなんですが、上手い具合に県土整備と農林とそれぞれ2つと思ったんですけど、ずっと私聞いて、それから前に事務局から相談された時も思ったんですけど、ちょっと、農林水産の農村整備課に注文があるんです。ずっとこれ、農村整備の仕事がやってきたやつが14番からずらっと2ページに渡って農村整備が並んでいるわけですが、今のご説明を聞いていると十和田のこれは道路ですよ。農道整備、広域農道ですから。それから、津軽のサビシ口沼のため池です。

農村整備はいわゆる基盤整備だと思うので、津軽の水田整備などあれだけ税金を投入して全くその効果の検証をしないというのはちょっといかなものかなと思うんです。それで、ちょっと委員の先生方に相談します。

道路は道路課の道路とか林政課の林道もあっていろんな所である。むしろ、事業効果をトータル的に今振り返ってみるためには、やっぱり1番は農村整備のメインであるほ場整備をやるべきではないのかなという観点でこの一覧表をずっと見たら、ほ場整備が15番からずっとありますよね。それで、面積的に1番大きいのが、藤崎のほ場整備、区画整理が73町歩、73ha入っていますよね。なので、これは委員の先生方にお尋ねしたいんですが、農村整備は一応、担当課の方では農道をやりたいみたいなのを言ってきましたけど、ちょっとほ場整備にチェックを入れたらどうかなと思うんですが、よろしいですか。

担当課、申し訳ないけど、全然資料がなくて全部ご破算でやり直しになりますけど、ちょっとほ場整備をやってくれませんか。15番で。

農村整備課：かしこまりました。

小林委員長：お願いします。そうしますと、15番ということを選んでもらって、あとどうしますか。ため池、これは環境をやっている藤田委員とか東委員はため池、まさしく本来の意味のため池なんですけど。それとともに、あの辺の地区の水辺環境の問題にもかなり入ってくるので36番、担当課の方では入れているけど、事後評価やってみましょうか。となると、農林部、部長がいたら怒られるけど、3つになって、そうすると、県土整備の方が1つになっちゃうんですよ。このみかん色で色を塗った所が全部県土整備なんですけど。どうしましょう。

県土整備はどこなのかな。県土整備も道路はあるし河川はあるし、いろいろあるんだけど。この88番の長谷川委員と武山委員、毎日使っている所だと思うんだけど、あそこ、平成17年度に再評価した時に随分いろいろな意見が出ましたよね。だから、完成したそうですからどうですかね。私はこう見ていてどうかなと思ったんだけど、あれだけ人が集まってくる所をチェック、事後評価したらと思うんですけど。

もう1回整理しますと、前から言うとまず45番はやらないといけないですよ。45番をやって、あとは予算規模が凄く増えているのが林政課の5番がそうなんですよ。これ、当初は1億円ない計画、7,300万円で始まったのが、50%以上あがっていますよね。

さっきいろいろやった治山ダムの数が増えたとかいろいろ言っていたけど、どうしますかね。

一応、私が見ているのでは5番、整理番号でいうと5番と15番とそれから45番と県土整備の方の88番という形で4つということだけでも、どうですか。各先生方、委員どうぞ、いろいろご発言くださいませんか。あれを落としてこっちを入れろとか。

長谷川委員：何か数字のバランスではないんですけども、裏の方にあります弘前の96、97と2つなっているものですが、事業期間が非常に長いということと事業費が非常に多くなると、それからこれは都市計画の方にお聞きしたいんですけど、これは和徳小学校の所にトンネルを通過して、何か小学生からとか、何か意見があって整備されたとか。

都市計画課：そうです。「ゆみちゃん」道路のあの所です。

長谷川委員：こういう事業をどういうふうな経緯で、結局、市街地でこういうことをする時に様々な課題が発生していることを整理しておくというのも大切なのではないかと、96、97というのも非常に大変な事業だったと思いますので。

小林委員長：連動してみますか。

齊藤委員：私が行政相談にかけました。というのは、あれは60年代の大水が来た時なんですけど、あそこの街道の近くに住んでいましたので、もう何時間も通ることができなかつたんです。

それと同時に、みのりのトンネルかな、和徳の学校に行く時に小さな地下道を通っていかなきゃならなかつたんですけど、その時に事故とかあつたりもして、非常に難儀な所だつたんです。それで、まず命を守ってもらいたいということで市の方をお願いしました。その時の回答は国鉄と私道と市の道路、県の道路と様々混み合っているのでできないという反論がきたんですけど、何とかできないものかとしているうちに大雨がありまして、今回の雨と同じような量が一気に降りまして、そして歩くこと、交通がマヒしてしまつたという現状があつたわけです。

それで、何とかできないものかということで、行政相談にかけたという次第でございます。ですので、その後、これだけの大きなお金を投入しているということについては、本当にお陰様でしたという、現在はとても交通量もよくなりまして、渋滞も緩和しているという形なものですから、今回、このように凄いお金はかかっていますが、弘前市民、あるいはほかの周辺の広域の方の人命にとっては、非常にあり難いことだと思っております。

先だつても、早瀬野、それから島田、大鰐、虹貝が被害を被つたわけですが、あれと同じような雨の量でしたものですから、そこの地下といひますか、トンネルについては非常にあり難いなと思っております。

以上です。

小林委員長：ありがとうございました。

松富委員、どうぞ。

松富委員：今のご意見は、96、97 を取り上げてくれというふうにご理解してよろしいんでしょうか。

齊藤委員：それもありますけども、ここまでお金をかけてこれだけ造っていただいたということに対する感謝でございます。

松富委員：分かりました。そうしますと、私も個人的には 88 番を落として 96、97 を入れたらどうかと思います。と言いますのは 45 番が、これは漁港の方ですが、一応環境事業なんです。88 番も環境事業ということで、環境事業 1 つに代表して 45 番でいいのではないかと。

小林委員長：規模は全然違うんですけどね。私は、だったら農林の方の林政課の治山ダム、治山はもう必然性があるんだから、事業費が上がっても人命最優先ということで、この 5 番を落とすかなと思ったんだけど。松富先生は、逆に 88 番を落としたらどうだという話ですね。

どうでしょうかね。あまり多いと審議するのが本当に大変ですから、やっぱり、この道路行政、いわゆる都市計画課の都市道路ですよ。96、97、これを 2 件というふうに見ないで、担当課の方をお願いしたいのは、96、97 を一体化したような事後評価を出してもらおうと、今、各委員が関心を持っていることに対する報告、審議事項になると思うんですが。

そうすると、88 の八戸の河原木の緑地整備を落とすかな。農林の方、これ、どうですか。5 番の治山ダムの専門家、岡田委員。私が何でこれを事後評価したほうがよいかと言うと、事業費規模がここに書いてあるとおり、凄いんですよ、跳ね上がって。ただそれは、さっきの説明にもあったように、ダムの個数が増えたとか、そういうこともあるので。これ、止めますか。そういうことでよろしいですか、各委員。

ため池は事後評価してみたいでしょう。東委員、いかがですか。

もう 1 回整理すると、15 番、それから 36 番ため池、45 番はやらないといけないですよ。そうすると 5 つになるんだよな。

藤田委員：だから何とか入れていただきたいと。

小林委員長：じゃ、委員がそうおっしゃるなら入れなければならぬと思い、36、入れましょう。どうします。ちょっとオーバーだけどやりますか。5 つだけ。事務局、嫌な顔していたな、今な。

それじゃやっぱり、あんまりカチカチにコンクリートにやらないで、折角、そういうご意見もあるのでやりましょう。ということでいきますと、15、36、45、そしてまとめてやるやつね、96、97 まとめてと、一体化した報告書を作ってもらって。よろしいですか。事務局、何か、それはちょっととか。

事務局：88 番は 96、97 番に変わるといいですか、トータルで 5 事業ということではなかったですか。そうですね。

小林委員長：そういうことです。面の整備はそっちで見れるからというお話ですから。

事務局：先生、すみません。5事業の番号をもう一度確認をお願いしてもらってよろしいでしょうか。すみません。

小林委員長：最初に15です。それから36、45、96、97。88も入れますか。

長谷川委員：入れなければ4つですね。

小林委員長：そうか。私、96、97、一応、カウント上は整理のレポートは96、97をセットで書いてもらいたいけど、カウントとしては1ということであれば、武山委員、いい88外しても。88入れますか、じゃ。

それじゃ、委員の意見によって88もやるそうです。これ事務局大変だし、次、5時までにあと5分しかないけど、松富先生に怒られそうだな、電車がなくなるって。

はい、どうぞ。

事務局：すみません、先ほど5番も候補に挙がっていたかと思うんですが、5番はよろしいんですね。

小林委員長：5番はやめましょうと、担当課の方、今のようなお話でよろしいですか。そういう形で31日までに資料の準備をお願いしたいと思います。

それで、今日の22年度のレポートの中でもいろいろご意見が出てきたと思うので、そのへんを斟酌しながら今日のご意見を加味しながら、特に類似事業に対する申し送りみたいなことは、きちんと明記していただきたいと思うんです。

長谷川委員：委員長、31日っておっしゃったけど

小林委員長：そうか、そのアナウンスまだしていなかったんで。再評価は本日で全て終わりました。それで31日は全くこのメンバーで事後評価の2回目ということだよな。そういうことでいいんでしょう、事務局。

事務局：そうです。

小林委員長：31日、日曜日ですよ。そのアナウンス、まだ全然していなかった。ごめんなさい、勝手に先走ったことをして。

31日は今日選んだ5地区の事後評価についての審議をしたいということでございます。違う？ちょっと事務局とこのへんちゃんと打ち合わせ、訂正どうぞ。事務局が

事務局：そうです。今、選んでいただきました5事業については、来年詳細に審議をしていただくこととなりますが、今日、説明をしていない事業が1つございます。それについては、資料をお出しして、一応、お話をしておいた方がよろしいんじゃないかと。同じ並びにしておいた方が。

小林委員長：じゃ、15番については、同じく準備してください。お願いします。

それから、先ほどの知事に対する附帯意見の所で、ああいうふうこれから作文していくんだけど、前々回の時に、多分、藤田委員とか東委員から提案されたと思うんだけど、個別調書があったでしょう。個別調書の中の環境影響への配慮という欄があるじゃないですか。その欄の書き方というか、いろいろもうちょっと工夫してくださいねという意見が出されていましてよな。それをどうしようかということだけでも、そのへん

は事務局と相談して、総論的な話の中に盛り込めばいいのかしら。いずれ、重要な指摘がありましたので、来年度の個別調書の中のあの欄については、どういう形にするか工夫しましょうということなんだよ。

事務局：はい、承っております、一応それも検討して直す方向で考えておりますが、ただ具体的に委員会の意見書に入れますか？

小林委員長：そうなんだな。そのへんの考え方だね。ちょっと後で相談しましょうね。今年度の最後の頃にでも、どう取り扱うかということを発表したいと思いますので、事務局、頭に入っているのね。

事務局：もちろん。

小林委員長：ありがとうございます。ということで定刻なんですけど、何かご発言、ございますでしょうか、各委員。中山委員、何かないですか。よろしいですか。あとは、齊藤委員、東委員も何か、よろしいですか。

それでは、長時間にわたり、かなり内容のある議論だったと思いますが、どうもありがとうございました。

(6) その他

事務局：それでは、最後に事務局から確認と言いますか、事務連絡をしたいと思います。

次回の委員会でございますが、委員長からもお話があったとおり、今のところ10月31日の日曜日を予定しております。正式には、後日、改めて通知をさせていただきます。

それから、審議内容の公表・縦覧についてですが、毎度のことでございますが、本委員会での資料、議事録につきましては、事務局である企画政策部企画調整課において縦覧に供するとともに、県のホームページにおいても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 閉会

司会：それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。

盛り沢山の内容でございましたけども、長時間にわたりましてのご審議、大変ありがとうございました。